

# 農業経営支援策 活用カタログ 2026 【地域計画版】



# カタログ利用の手引き

本カタログでは農業を営まれる方の経営発展に役立つ主な支援策を紹介しします。

**中項目番号：**  
項目毎に番号をつけています。

**対象者タブ①：**支援対象（個人、法人、サービス事業体、集落営農、地域）に応じて色をつけています。  
※事業ごとに定義は異なりますので、詳細は担当課にお問い合わせください。

**対象者タブ②：**認定農業者、認定新規就農者が支援対象や採択のポイントアップ対象になっている場合に色をつけています。

**お問い合わせ先：**  
事業担当の連絡先です。  
ご不明なことがあればこちらにお問い合わせください。

**人・農地に関する取組**

**1 地域計画に基づき、農地の集積・集約化を進めたい**

認定農業者
認定新規
個人
法人
サービス事業体
集落営農
地域
補助金等
出融資
税制
その他

農地中間管理機構（農地バンク）は地域計画を実現するために、農地の集積・集約化を行います。【事業名：農地中間管理事業】

**対象となる方**  
農業者等（農地を貸したい方、農地を借りたい方）

**支援内容**  
地域計画を実現するため、農地バンクは、農地を貸したい人から借り受け、地域計画に位置付けた受け手に対して貸付けを行います。

**特徴**  
・農地バンクに貸し付けた農地は、貸付期間終了後に必ず返却されます。期間満了後に再度貸付けを行うことも可能です。  
・農地バンクが賃料收受を行うため、出相手に賃料は確実に振り込まれます。  
・受け手が、複数の出し手から農地を借りる場合であっても、賃料は農地バンクへの支払いのみになります。

**農地中間管理機構（農地バンク）の仕組み**

地域内の分散・錯綜した農地利用 → 地域計画に基づく農地の集積・集約化 → 借り手ごとに集約化した農地利用

農地中間管理機構（農地バンク）には、以下の関連対策があります。

- ◆ 農地集約化促進事業 >>> 1番 2ページへ  
→ 農地バンクを活用して、農地の集約化等に取り組む地域や、農地の出し手を支援
- ◆ 農地の貸借・売買に係る税制の特例措置 >>> 1番 3ページへ  
→ 農地バンクを活用して、地域計画に基づき農地の貸借・売買を行う者を税制の観点から支援
- ◆ 遊休農地解消対策事業 >>> 2番 10ページへ  
→ 市町村や農地バンクが行う、農地バンクが借り受けした遊休農地又は借り受けことが確実と認められる遊休農地に対する簡易な整備に要する経費を支援
- ◆ 農地耕作条件改善事業 >>> 3番 11ページへ  
→ 農地バンク等による借り手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたまめ種やかな耕作条件の改善、高収益作物への転換や宮農定着、麦・大豆の増産に必要な取組等をハードソフトを組み合わせて支援します。
- ◆ 農地中間管理機構関連農地整備事業 >>> 4番 12ページへ  
→ 農地バンクが借り入れている又は所有している農地等で、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県又は市町村が行う整備整備を支援
- ◆ 持続的生産強化対策事業のうち  
○ 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 >>> 52番 79ページへ  
→ 産地の戦略に基づく茶園の新植や改植、有機栽培や輸出向け栽培への転換、簡易な圃地整備、新需要開拓等に向けた茶の生産・加工技術の導入、コスト低減に資する生産・加工機械のリース導入等を支援します。  
○ 果樹農業生産力増進総合対策 >>> 55～58番 83～87ページへ  
→ 果樹の生産基盤を強化するため、労働生産性の向上に資する省力樹形や優良品種・品種への改植・新植等の取組のほか、生産性を飛躍的に向上させるための産地構造の転換に向けた実証等の取組を支援します。

**大項目名：**  
課題テーマ毎に分けています。

**中項目名：**  
活用できる場面を記載しています。

**支援方法タブ：**  
支援方法（補助金等、出融資、税制、その他）に応じて色をつけています。

**関連事業：**  
関連する施策がある場合に紹介しています。

**お問い合わせ先** ・最寄りの市町村・農業委員会、都道府県、農地中間管理機構、地方農政局  
・農林水産省担当課：  
経常局農地政策課農地集積・集約化促進室（TEL：03-6744-2151）

## ご利用に当たっての留意事項

本カタログの内容は、2026年度予算を中心として、2026年4月時点の内容を紹介しているものです。

今後、内容に変更がある得ることや事業によっては募集を終了しているものがあることをあらかじめご了承ください。

事業内容や利用方法の詳細については、各施策ごとに掲載している「お問い合わせ先」にご確認をお願いします。

## 本カタログの掲載先

>> [https://www.maff.go.jp/j/kobetu\\_ninaite/n\\_pamph/180529.html](https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_pamph/180529.html)



# 目次

項目番号	中項目名	該当ページ	事業・制度等の名称
<b>人・農地に関する取組</b>			
1	地域計画に基づき、農地の集積・集約化を進めたい	P.1	農地中間管理事業
		P.2	農地集約化促進事業
		P.3	農地の貸借・売買に係る特例措置
2	荒廃農地を活用したい	P.4	多面的機能支払交付金
			中山間地域等直接支払交付金
			農地耕作条件改善事業
		P.5	農地中間管理機構関連農地整備事業
			農業競争力強化農地整備事業
P.6	農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）		
3	耕作条件を改善したい	P.7	遊休農地解消対策事業
		P.8	農地耕作条件改善事業
4	基盤整備を行いたい	P.9	農業競争力強化農地整備事業
			農地中間管理機構関連農地整備事業
		P.10	農地耕作条件改善事業
			大区画化等加速化支援事業
5	農業参入したい	P.11	農業生産基盤情報通信環境整備事業
			地域農業構造転換支援対策のうち地域農業構造転換支援事業
<b>人材を育成・確保</b>			
6	新たに農業を始めたい	P.12	新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金
		P.13	新規就農者確保緊急円滑化対策のうち世代交代・初期投資促進事業（初期投資促進タイプ）
			新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業（通常枠）
7	新たな人材を確保したい	P.14	地域農業構造転換支援対策のうち新規就農者チャレンジ事業
		P.15	雇用就農資金（雇用就農者育成・独立支援タイプ）
		P.16	雇用就農資金（次世代経営者育成タイプ）
			新規就農者育成総合対策のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業
		P.17	地域農業構造転換支援対策のうちスマート農業研修教育環境整備事業（新規就農者誘致環境整備（スマート農業導入就農型））
8	労働環境を改善したい	P.18	雇用就農緊急対策のうち雇用体制強化事業（働きやすい環境づくりコース）
<b>経営継承を支援</b>			
9	経営を継承する人材を確保・育成したい	P.19	雇用就農資金（新法人設立支援タイプ）
10	経営を継承して新規就農したい	P.20	新規就農者確保緊急円滑化対策のうち世代交代・初期投資促進事業（世代交代円滑化タイプ）
			新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業（地域計画早期実現支援枠）
<b>経営発展に向けた取組</b>			
11	集落営農の活性化を図りたい	P.21	集落営農連携促進等事業
<b>資金の確保</b>			
12	農業用機械・施設の整備などに必要な資金を借りたい	P.22	スーパーL資金
			農業近代化資金
12	農業用機械・施設の整備などに必要な資金を借りたい	P.23	スーパーL資金
			農業近代化資金
			担い手経営発展支援金融対策事業
			農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業
			農業信用保証保険支援総合事業のうち農業近代化資金保証料助成金交付事業
<b>機械・施設の導入</b>			
13	産地全体の収益性向上のために必要な機械導入や施設整備等をしたい	P.24	産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策
14	カントリーエレベーターや選果場など産地基幹施設を整備したい	P.25	強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
15	老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化をしたい	P.26	新基本計画実装・農業構造転換支援事業
16	機械や施設を取得する場合に活用できる税制について知りたい	P.27	農業経営基盤強化準備金制度

項目番号	中項目名	該当ページ	事業・制度等の名称
<b>安定した農畜産物の生産</b>			
17	米、麦、大豆などを安定的に生産したい	P.28	畑作物産地形成促進事業
		P.29	コメ新市場開拓等促進事業
18	新しく園芸産地をつくりたい	P.30	持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援
19	野菜等の施設栽培の生産性を高めたい	P.31	強い農業づくり総合支援交付金うち重点政策推進枠（スマート農業の推進）
20	茶の改植や茶の有機栽培、輸出向けの茶の生産等に取り組みたい	P.32	持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進
		P.33	産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援（うち茶）
21	花き生産や流通の効率化に取り組みたい	P.34	持続的生産強化対策事業のうちジャパンフラワー強化プロジェクト推進
22	果樹の省力樹形や優良品目・品種の導入、小規模な園地整備、防風ネット等の設備、高温障害発生低減資機材の導入をしたい	P.35	持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策
23	果樹の大幅な省力化等に向けた実証に取り組みたい	P.36	産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援（うち果樹）
24	果樹の気候変動対策として、栽培体系や品目・品種の転換に向けた実証に取り組みたい	P.37	持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策
25	果樹の新たな担い手を確保するための園地整備をしたい	P.38	持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策
26	国産飼料の生産・利用を拡大したい	P.39	飼料畜産・増産流通合理化事業のうち国産飼料増産対策事業
		P.40	強い農業づくり総合支援交付金
<b>環境への取組</b>			
27	地域共同で農地、水路、農道等の地域資源の保全管理等に取り組みたい	P.42	多面的機能支払交付金
		P.43	中山間地域等直接支払交付金
28	野生鳥獣による農作物被害の低減やジビエ利用を推進したい	P.44	鳥獣被害防止総合対策交付金
<b>その他の支援</b>			
29	中山間地の特色を活かした経営を展開したい	P.45	中山間地農業ルネッサンス事業

# 1 地域計画に基づき、農地の集積・集約化を進めたい

認定農業者 認定新規 個人 法人 サービス事業者 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

農地中間管理機構（農地バンク）は地域計画を実現するために、農地の集積・集約化を行います。

【事業名：農地中間管理事業】

## 対象となる方

農業者等（農地を貸したい方、農地を借りたい方）

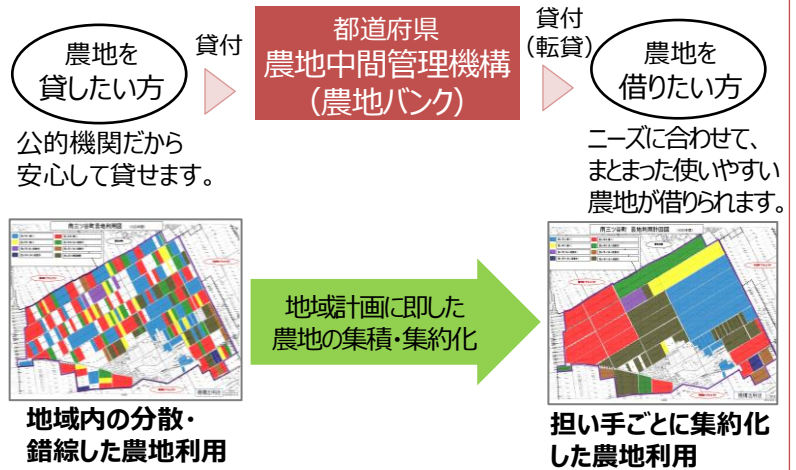
## 支援内容

地域計画を実現するため、農地バンクは、農地を貸したい人から借り受け、地域計画に位置付けた受け手に対して貸付けを行います。

## 特徴

- ・農地バンクに貸し付けた農地は、貸付期間終了後に必ず返却されます。期間満了後に再度貸付けを行うことも可能です。
- ・農地バンクが賃料収受を行うため、出し手に賃料は確実に振り込まれます。
- ・受け手が、複数の出し手から農地を借りる場合であっても、賃料は農地バンクへの支払いのみになります。

## 農地中間管理機構（農地バンク）の仕組み



## 農地中間管理機構（農地バンク）には、以下の関連対策があります。

- ◆ 農地集約化促進事業 ➤➤ 1番 2ページへ  
→ 農地バンクを活用して、農地の集約化等に取り組む地域や、農地の出し手を支援
- ◆ 農地の貸借・売買に係る税制の特例措置 ➤➤ 1番 3ページへ  
→ 農地バンクを活用して、地域計画に基づく農地の貸借・売買を行う者を税制の観点から支援
- ◆ 遊休農地解消対策事業 ➤➤ 2番 7ページへ  
→ 市町村や農地バンクが行う、農地バンクが借り受けた遊休農地又は借り受けることが確実に認められる遊休農地に対する簡易な整備に要する経費を支援
- ◆ 農地耕作条件改善事業 ➤➤ 3番 8ページへ  
→ 農地バンク等による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細やかな耕作条件の改善、高収益作物への転換や営農定着、麦・大豆の増産に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせ支援します。
- ◆ 農地中間管理機構関連農地整備事業 ➤➤ 4番 9ページへ  
→ 農地バンクが借り入れている又は所有している農地等で、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県又は市町村が行う基盤整備を支援
- ◆ 持続的生産強化対策事業のうち
  - 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 ➤➤ 19番 31ページへ  
→ 産地の戦略に基づく茶園の新植や改植、有機栽培や輸出向け栽培への転換、簡易な園地整備、新需要開拓等に向けた茶の生産・加工技術の導入、コスト低減に資する生産・加工機械のリース導入等を支援します。
  - 果樹農業生産力増強総合対策 ➤➤ 22~24番 35~37ページへ  
→ 果樹の生産基盤を強化するため、労働生産性の向上に資する省力樹形や優良品目・品種への改植・新植等の取組のほか、生産性を飛躍的に向上させるための産地構造の転換に向けた実証等の取組を支援します。

## お問い合わせ先

- ・最寄りの市町村・農業委員会、都道府県、農地中間管理機構、地方農政局
- ・農林水産省担当課：  
経営局農地政策課農地集積・集約化促進室（TEL：03-6744-2151）

農地バンクを活用して、農地の集約化等に取り組む地域を支援します。

【事業名：農地集約化促進事業】

## 支援内容

地域計画の策定地域において、農地バンクを活用して農地の集約化等に取り組む地域を支援します。支援金の使途は、地域の話合いにより自ら決めことができ、受け手の支援にも活用できます。

### 1. 集約化加速タイプ

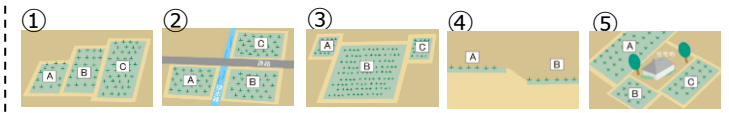
地域計画（目標地図）のブラッシュアップ・早期実現に向けて、農地の集約化に取り組む地域に対して、農地バンクを通じて新たに団地化する面積に応じ、以下の単価により支援金を交付します。

#### ①基本タイプ

地域の農地面積に占める1ha以上の団地面積が集約化目標年度（事業実施年度を含め5年後）までに増加すること

	増加ポイント	交付単価
区分1	10ポイント	1.0万円/10a
区分2	20ポイント	3.0万円/10a

※「団地」とは、以下のいずれかに該当する一連の農作業の継続に支障が生じない2筆以上の隣接する農地です。



- ①畦畔で接続する農地
- ②農道又は水路等を挟んで接続する農地
- ③各々一隅で接続する農地
- ④段状に接続する農地
- ⑤借受希望者の宅地に接続している2筆以上の農地

#### ②大規模集約タイプ

①の要件を満たす地域において、農地バンクを通じて15ha以上の経営を行う者又は経営を目指す者で、かつ1団地あたりの面積が5ha以上のとき、当該耕作者の新たに団地化する面積は5万円/10a

#### ③誘致団地創出タイプ

目標地図において受け手が位置付けられていない農地を団地化し、集約化目標年度（事業実施年度を含め5年後）までに新規就農者又は地域外から誘致するための4ha以上の誘致団地を形成する場合、5万円/10a

※いずれのタイプも集約化目標年度までに耕作者(③の場合、事業実施年度に地域計画に位置付けられていなかった新たな耕作者)に転貸することが必要です。

### 2. 地域集約化実現タイプ

集約化された目標地図が描いている地域において、まとまった農地を農地バンクに貸し付けた場合、事業実施年度に貸し付けられた面積に応じ、以下の単価により支援金を交付します。

(交付要件)

- ① 目標地図内の農地面積に占める1ha以上（中山間地域では0.5ha以上）の団地面積の割合が5割以上
- ② 地域の農地バンクの活用率が一般地域は80%超、中山間地域は60%超

	農地バンクの活用率		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	80%超	60%超80%以下	2.0万円/10a
区分2		80%超	2.6万円/10a

※ 農地バンクの活用率は、対象地域の農地面積に占める機構への貸付総面積の割合

1.集約化加速タイプと2.地域集約化実現タイプを活用することで、<sup>※</sup>最大7.6万円/10a

※1.② (= 5万円/10a) と2の中山間地域 (2.6万円/10a) の両方に該当する農地の場合

- ・最寄りの市町村・農業委員会、都道府県、農地中間管理機構、地方農政局
- ・農林水産省担当課：

お問い合わせ先

経営局農地政策課農地集積・集約化促進室 (TEL : 03-3592-0305)

認定  
農業者

認定  
新規

個人

法人

サービス  
事業者

集落  
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

地域計画に基づく農地の貸借・売買を行う者を税制の観点から支援します。

【農地の貸借・売買に係る特例措置】

## 支援内容

### ○ 農地の貸借に対する支援

#### 1 農地バンクに貸し付けた地域計画区域内の農地の固定資産税等の軽減

地域計画ごとに、その区域内に所有するすべての農地を農地バンクに貸し付けた場合、当該農地の固定資産税等を軽減します。

(対象者)

- ・ 一の地域計画区域内に所有するすべての農地（10a未満の自作地は除く）を同一年内に農地バンクへ初めて貸し付けた者

(軽減内容)

- ・ 農地バンクに10年以上の期間で貸し付けた農地（農地バンクから所有者本人に転貸された農地は除く）の**固定資産税を3年間1/2に軽減**します。

### ○ 農地の売買に対する支援

#### 2 農地バンク経由や農業委員会のあっせん等により農地を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除

農地の集積・集約化のために農地を譲渡した農地の出し手に対して、譲渡所得の特別控除を行います。

(対象者及び軽減内容)

- |  |   |                            |
|--|---|----------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地バンク経由、農業委員会のあっせんにより、農用地区域内の農地を譲渡した者</li> <li>・ 農用地区域内の農地を農地バンクに譲渡した者</li> </ul> | } | <b>譲渡所得の<br/>800万円特別控除</b> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業経営基盤強化促進法に基づき市町村長が通知する農地バンクとの買入協議により、農用地区域内の農地を農地バンクに譲渡した者</li> </ul>           | } | <b>1,500万円特別控除</b>         |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の特例により農用地区域内の農地を農地バンクに譲渡した者</li> </ul>                         | } | <b>2,000万円特別控除</b>         |

#### 3 農地バンクを経由して農地を取得した場合の登録免許税・不動産取得税の軽減

農地バンクを経由して農地を取得した担い手に対して課される、登録免許税及び不動産取得税を軽減します。

(対象者)

- ・ 農地バンクを経由して農用地区域内の農地を取得した者※

※ 登録免許税の軽減措置を受けるにあつては、認定農業者、特定農業法人、その他規模拡大を行おうとする農業者である必要があります

(軽減内容)

登録免許税：登録免許税の税率を20/1,000から**10/1,000に軽減**します。

不動産取得税：不動産取得税の**課税標準の1/3を控除**します。

## お問い合わせ先

- ・最寄りの農業委員会、地方農政局、税務署
- ・農林水産省担当課：農地政策課企画G 税制担当（TEL：03-6744-2150）

## 2 荒廃農地を活用したい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

①地域・集落の共同活動による荒廃農地の発生防止・解消の取組を支援します。

【事業名：多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金】

◆多面的機能支払交付金

➤➤ 27番 41ページへ

→ 地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援

◆中山間地域等直接支払交付金

➤➤ 27番 42ページへ

→ 中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

②簡易な基盤整備等と併せて荒廃農地の発生防止・解消を支援します。

【事業名：農地耕作条件改善事業】

◆農地耕作条件改善事業

➤➤ 3番 8ページへ

→ 農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細やかな耕作条件の改善、高収益作物への転換や営農定着、麦・大豆の増産に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせて支援

認定  
農業者

認定  
新規

個人

法人

サービス  
事業者

集落  
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

## ③農地整備等と併せて荒廃農地の発生防止・解消を支援します。

【事業名：農地中間管理機構関連農地整備事業、農業競争力強化農地整備事業】

### 対象となる方

都道府県、市町村等

### 支援内容

#### 1 農業競争力強化農地整備事業

農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化や、生産性の向上、農業の高付加価値化等を図る農地の大区画化や汎用化などの農地整備を推進

#### 2 農地中間管理機構関連農地整備事業

農地中間管理機構が借り入れている農地等について、農業者の申請・同意・費用負担によらずに実施する基盤整備を推進

### お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県

・農林水産省担当課：農村振興局農地資源課経営体育成基盤整備推進室（TEL:03-6744-2208）

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービ ス事 業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-----------------	----------	----	------	-----	----	-----

④地域ぐるみの話し合いにより行う中山間地域等における農用地保全や、農山漁村地域における荒廃農地の解消等のため、地域の状況に応じた最適な土地利用構想の策定、粗放的な土地利用の導入、荒廃農地の再生や農用地保全のための活動、基盤整備等の各種取組を総合的に支援します。

【事業名：農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）】

## 対象となる方

- ①最適土地利用総合事業：都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、地域協議会 等
- ②荒廃農地再生支援事業：市町村、対象農地において耕作する者、対象農地の所有者

## 支援内容

### ①最適土地利用総合事業（補助率：定額、5.5/10等）

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動、基盤整備や施設整備等を支援

**Step 1** 地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を実施



【土地利用構想の概定】



【地域ぐるみの話し合い】



長大法面の芝生化  
放牧

【農用地保全の実証的な取組】

【農用地保全等推進員の措置】  
技術や知識を有する者が各種取組をコーディネート  
(ソフト：上限250万円/年)  
※活性化計画を作成、又は作成することが 確実である場合。

▶ ① 3年以内に地域における土地利用構想を策定  
ソフト：年標準額1,000万円

▼

**Step 2** 土地利用構想を策定し、農用地保全のための条件整備や各種取組を選択・実施



【土地利用構想の策定】



伐根・整地

【粗放的利用のための整備】



ドローンによる播種

【省力化機械の導入】



蜜源作物等の作付け

【粗放的利用の導入】

▶ ② 農用地保全のための基盤整備、農業環境整備（農業用ハウス、簡易トイレ等）  
ハード定率：（5.5/10等）  
年標準額2,000万円

▶ ③ 粗放的利用支援  
ソフト：上限10,000円/10a、  
又は上限5,000円/10a  
※最大3年間

### ②荒廃農地再生支援事業（補助率：1/2）

地域計画外の荒廃農地や、地域計画内の荒廃化が進みそのまま放置すれば数年のうちに再生利用が困難となるような農地について、これらの農地を解消し、再生するための取組を支援

荒廃農地の再生作業、支障物撤去、基盤整備、土壌改良等を支援




伐根・整地

【荒廃農地の解消】



廃ハウス等の支障物撤去

【荒廃農地の支障物撤去】



水路の補修・整備

【簡易な基盤整備】



土壌改良資材等の投入

【土壌改良】

荒廃農地の再生作業、簡易基盤整備  
交付率：1/2（事業費200万円未満）

## 特徴

### ①最適土地利用総合事業

- ・対象となる地域は中山間地域等における複数集落
- ・事業実施は、2年以上5年以内
- ・農用地の粗放的利用の取組（放牧、省力作物等の作付け、緩衝帯整備、計画的な植林など）を1つ以上行うこと

### ②荒廃農地再生支援事業

- ・小規模（事業費200万円未満）な地域計画外の荒廃農地や地域計画内の特に荒廃化の顕著な農地を単独で整備可能
- ・事業完了後3年以内に地域計画に取り込むこと及び5年間以上の耕作を継続すること

## お問い合わせ先

- ・最寄りの農政局、都道府県、市町村
- ・農林水産省担当課：農村振興局地域振興課荒廃農地活用推進班（TEL：03-6744-2665）

認定農業者 | 認定新規 | 個人 | 法人 | サービス事業者 | 集落営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他

⑤市町村や農地バンクが遊休農地を解消し、担い手に集積・集約化する取組を支援します。

【事業名：遊休農地解消対策事業】

## 対象となる方

市町村、農地バンク

〔 遊休農地の所有者（市町村や農地バンクが遊休農地を解消します）  
農業者等（農地バンクを通じて解消した遊休農地を借りることができます） 〕

## 支援内容

### 1 遊休農地解消対策事業（補助率：定額等）

市町村や農地バンクによる簡易な整備により、遊休農地を解消し、担い手に農地集積・集約化する取組を支援します。



市町村や農地バンクが遊休農地を解消し、農業者に貸付け



### <事業の流れ>



## 特徴

### <対象となる遊休農地のイメージ>

交付単価：10a当たり**43,000円**（上限）

交付対象農地：地域計画において受け手が位置付けられていない農地のうち簡易な整備で解消可能な遊休農地

補助対象経費：遊休農地の解消に要する、以下の簡易な整備に係る経費を支援します。

- ① 草刈り    ② 除礫    ③ 抜根（※）    ④ 耕起・整地
- ⑤ その他必要と認められる経費
- ※ 農業生産を目的に新植・改植された樹木の抜根は除きます。

交付要件：遊休農地の所有者は10年以上農地バンクに農地を貸し付けること



## お問い合わせ先

- ・最寄りの地方農政局、農地中間管理機構
- ・農林水産省担当課：農地政策課農地集積・集約化促進室（TEL：03-3592-0305）

### 3 耕作条件を改善したい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換や営農定着、麦・大豆の増産に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせる支援します。

【事業名：農地耕作条件改善事業】

対象となる方	地域計画の策定区域等で事業実施主体が計画する整備区域内的の農業者 等 (事業実施主体) 農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合 等
支援内容	地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせる支援します。

**実施要件（共通）**：事業費200万円以上、農業者2者以上、活用する支援に応じた計画策定、ハード事業の実施 等

**① 農地集積促進** 担い手への農地集積に向けた、きめ細かな耕作条件の改善を支援

- (ハード) 区画拡大、暗渠排水、湧水処理、客土、除礫、用排水路や農作業道等の更新整備 (定額) 農業用排水施設、区画整理、ICT水管理や防草対策等の管理省力化支援 (定率) 等
  - (ソフト) 集積に向けた調査・調整や先進的省力化技術導入等の条件改善推進※1 (定額)、導入作物に応じた品質向上支援 (定率) 等
- ※1 単年度あたり300万円迄を支援



**② 高収益作物転換** 高収益作物転換に向けた基盤整備や営農定着に必要な取組を支援

**実施要件**：受益農地の1/4以上を新たに高収益作物に転換すること

- (ハード) 高収益作物の転換に向けた暗渠排水、客土、末端畑地かんがい施設 (定額) 等
  - (ソフト) 高収益作物への転換支援※2、新植・改植支援、幼木管理支援 (定額)、高収益作物導入支援 (定率) 等
- ※2 単年度あたり300~500万円迄を支援



**③ スマート農業導入** スマート農業に必要なRTK-GNSS基準局の設置等を支援

- (ハード) スマート農業の導入に向けた区画拡大 (定額)、RTK-GNSS基準局の整備 (定率) 等
- (ソフト) トラクタへの自動操舵システム等の先進的省力化技術の導入 (定率) 等



**④ 病害虫対策** 病害虫の発生予防やまん延防止に向けた対策を支援

**事業実施区域**：植物防疫法に基づく発生予察情報において、警報・注意報・特殊報の発表された区域

- (ハード) 反転耕、混層耕、堆肥施用、明渠排水、客土 (定額)、排水路の新設・変更 (定率) 等
- (ソフト) 土地利用の調査・調整等の条件改善推進 (定額)、条件改善促進支援 (定率) 等



**⑤ 水田貯留機能向上** 水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な整備を支援

**事業実施区域**：流域治水プロジェクト等が策定され、流域治水対策を実施する区域

- (ハード) 「田んぼダム」実施に向けた畦畔の更新、排水柵の設置 (定額) 等
- (ソフト) 「田んぼダム」実施に向けた地元調査・調整、堰板購入等の条件改善 (定額) 等



**⑥ 土地利用調整** 多様で持続的かつ計画的な農地利用の実現に向けた整備等を支援

**事業実施区域**：地域計画の策定区域等及びその周辺農地

- (ハード) 粗放的農地利用整備 (用地、作業道等の整備、土地改良施設の撤去等) (定率) 等
- (ソフト) 交換分合や土地利用の調査・調整等の条件改善推進 (定額) 等



**特徴**

- **事業実施年度に入ってから**の採択申請が可能 (随時受付)
- 必要なハードとソフトを組み合わせ、**最大5年**

**お問い合わせ先**

・最寄りの農政局、都道府県、市町村  
 ・農林水産省担当課：  
 農村振興局農地資源課経営体育成基盤整備推進室 (TEL：03-3502-6277)

## 4 基盤整備を行いたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

基盤整備に係る事業費を補助することにより、事業の実施を支援します。

【事業名：農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業、農地耕作条件改善事業、大区画化等加速化支援事業、農業生産基盤情報通信環境整備事業】

### 対象となる方

事業実施主体が計画する整備区域内の農業者等（事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区等）

### 主な支援内容

#### 1. 農地の整備に係る支援（国の補助率：1/2等）

農地の大区画化や排水対策等により、生産コストの削減や農業の高付加価値化を支援。



#### (主な特徴)

- 農地の集積・集約化率に応じて、受益者の負担軽減が可能
- 農地中間管理機構が借り入れている一定規模以上の農地等では、受益者負担なしで整備が可能
- 畦畔除去等の簡易な整備も支援

## 2. 農業水利施設等の整備に係る支援（国の補助率：1/2等）

農業水利施設の整備や長寿命化対策に加え、汎用化・畑地化や水管理の省力化等に向けた整備を支援。



パイプライン化



排水路



暗渠排水



老朽化した水路



自動給水栓



畑地かんがい施設



耐震照査

水利用の効率化・水管理の省力化に向けた整備

畑地の総合的な整備や高収益作物の導入に向けた整備

農業水路等のきめ細かな長寿命化・防災減災対策

（主な特徴）

- 農地の集積・集約化や高収益作物の作付面積の増加割合に応じて、受益者の負担軽減が可能

## 3. 情報通信環境の整備に係る支援（国の補助率：1/2等）

農業水利施設等の管理の省力化・高度化やスマート農業の実装に必要な光ファイバ、無線基地局等の情報通信施設及び附帯設備の整備を支援。



お問い合わせ先

・最寄りの農政局、都道府県、市町村

・農林水産省担当課：

- 1：農村振興局農地資源課経営体育成基盤整備推進室（TEL：03-6744-2208）
- 2：農村振興局水資源課水利施設強靱化班（TEL：03-3502-6246）
- 3：農村振興局地域整備課農村資源利活用推進班（TEL：03-6744-2209）

## 5 農業参入したい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

地域の中核となって農地を引受ける担い手の経営改善に必要な農業用機械・施設の導入を支援します。 【事業名：地域農業構造転換支援対策のうち地域農業構造転換支援事業】

補助率	3/10以内	補助上限額	個人1,500万円以内 法人3,000万円以内	▶ 法人の補助上限の引上げ!! 1,500万円→3,000万円
-----	--------	-------	----------------------------	------------------------------------

**対象者** 地域計画に位置付けられた担い手※  
 ※ 認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達している農業者  
 本事業のほか、認定新規就農者に特化した“新規就農者チャレンジ事業”があります。認定新規就農者の方はそちらの事業をぜひご活用ください。

### 対象となる農業用機械・施設

成果目標の達成に直結する、各種農業用機械・施設が対象です。たとえば・・・

- トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械
- 乾燥調製施設（乾燥機等）、集出荷施設（選果機等）、農畜産物加工施設（加工設備等）などの施設
- ビニールハウス など



### 成果目標（3年度目の目標）

以下のいずれか1つの成果目標を選択して取り組む場合、支援対象になります。

- 経営面積の3割又は4ha以上の拡大
- 付加価値額1割以上の拡大 **NEW**  
 (付加価値額 = 収入総額 - 費用総額 + 人件費)
- 労働生産性3%以上の向上 **NEW**

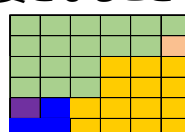
▶ 経営面積の拡大以外の目標も選択できるように!!

### 対象地域

- 地域計画の目標集積率が6割以上（都府県の中山間地域は5割以上）  
又は
- 現行の地域計画か、ブラッシュアップ後の地域計画において、目標集積率が現状の集積率よりも10ポイント以上増加する姿となること **NEW**



▶ 地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現



▶ 地域計画のブラッシュアップに取り組む地域等も対象に!!

- ◆ 地域農業構造転換支援対策のうち新規就農者チャレンジ事業  
 → 早期の経営発展を目指し、意欲的に取り組む新規就農者に対し、農業用機械・施設の導入等の取組を支援します。

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県  
 ・農林水産省担当課：経営局経営政策課担い手支援第1班（03-6744-2148）

## 6 新たに農業を始めたい

認定  
農業者

認定  
新規

個人

法人

サービス  
事業者

集落  
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、独立・自営就農直後の経営確立を支援する資金を交付します。

【事業名：新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金】

### 対象となる方

次世代を担う農業者となることを目指し、新たに経営を開始する者

### 支援内容

交付額：13.75万円／月（最大165万円／年）×最長3年間

※ 夫婦ともに就農する場合は、夫婦合わせて1.5人分（最大247.5万円/年）を交付します。  
複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに交付します。

### 交付要件

- ① 就農時の年齢が49歳以下で、認定新規就農者であること
- ② 独立・自営就農であること
  - 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること
  - 主要な機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること
  - 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること
  - 経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること
  - 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること
- ③ 親等の経営の全部又は一部を継承する場合には、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、かつ新規参入者と同等の経営リスク（経営の多角化や新技術の導入等）を負うと市町村に認められること
- ④ 就農する市町村の地域計画のうち「目標地図」に位置付けられていること（見込みも可）又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- ⑤ 生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと
- ⑥ 申請時及び交付期間中の前年の世帯全体（親子及び配偶者の範囲）の所得が原則600万円以下であること 等

※ 園芸施設を所有する場合は、園芸施設共済等に加入することが必要です。

※ 以下の場合には返還となります。

- ・原則、前年の世帯所得が600万円を超えた場合
- ・適切な経営を行っていない場合
- ・交付期間終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続しない場合 等

お問い合わせ先

・市町村の農政担当窓口

認定  
農業者

認定  
新規

個人

法人

サービス  
事業者

集落  
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

就農後の経営発展のために必要な機械・施設等の導入等の取組を支援します。

【事業名：新規就農者確保緊急円滑化対策のうち世代交代・初期投資促進事業（初期投資促進タイプ）  
・新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業（通常枠）】

## 対象となる方

就農時の年齢が49歳以下で、認定新規就農者であること

## 支援内容

機械・施設や家畜等の導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等に要する経費を支援

支援額：補助対象国費上限：500万円  
（経営開始資金の交付対象者は上限：250万円）

補助率：都道府県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1/2）  
〈例：国1/2、県1/4、本人1/4〉

- ※1 夫婦ともに就農を行う場合は、補助対象国費上限が1.5倍になります。
- ※2 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、補助対象国費上限は次のいずれか低い額になります。
  - ①1,000万円
  - ②経営開始資金の交付対象者は250万円、対象でない者は500万円（夫婦を含む場合は当該夫婦について※1の額）として合算した額

## 交付要件

- ① 令和7年度又は令和8年度中に新たに農業経営を開始し、独立・自営就農すること
- ② 親等の経営の全部又は一部を継承する場合には、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、継承する経営を発展させる計画（売上1割増等）であること
- ③ 就農する市町村の地域計画のうち「目標地図」に位置付けられていること（見込みも可）又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- ④ 本人負担分の経費について、金融機関から融資を受けること（青年等就農資金を活用可）等

## お問い合わせ先

・市町村の農政担当窓口

認定  
農業者

認定  
新規

個人

法人

サービス  
事業者

集落  
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

早期の経営発展を目指し、意欲的に取り組む新規就農者（65歳未満）に対し、農業用機械・施設の導入等の取組を支援します。

【事業名：地域農業構造転換支援対策のうち新規就農者チャレンジ事業】

## 対象となる方

65歳未満の認定新規就農者（市町村から青年等就農計画の認定を受けている個人・法人）

## 支援内容

対象者が自らの経営において使用するために行う、以下の取組が対象です。

- 農業用機械・施設の改良又は取得（中古含む）
- 農業用機械・施設等の修繕・移設・撤去
- 家畜の導入
- 果樹・茶の新植・改植 等

補助率：3/10

補助対象国費上限：個人1,500万円 法人3,000万円

## 交付要件

- ① 独立・自営就農時の年齢が65歳未満であること
- ② 営農地が属する地域計画が、以下の I 若しくは II の要件を満たしている、又は、地域計画のブラッシュアップを行い、事業実施年度の翌年度までに要件を満たすことが確実であること
  - I 地域計画の目標集積率が6割以上（都府県の中山間地域は5割以上）
  - II 目標集積率が現状集積率より10ポイント以上増加する
- ③ 対象者が地域計画のうち目標地図に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること
- ④ 導入する農業用機械等について、園芸施設共済、農機具共済の加入等を行うこと
- ⑤ 経営開始資金との同時受給は不可（資金受給終了後は活用可能）
- ⑥ 以下のいずれか1つの成果目標を選択すること
  - I 経営面積の3割以上の拡大
  - II 付加価値額1割以上の拡大（付加価値額 = 収入総額 - 費用総額 + 人件費）
  - III 労働生産性3%以上の向上（労働生産性 = 付加価値額 ÷ 総労働時間（又は労働人数）） 等

お問い合わせ先

・市町村の農政担当窓口

## 7 新たな人材を確保したい

認定  
農業者

認定  
新規

個人

法人

サービス  
事業者

集落  
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

49歳以下の就農希望者を新たに雇用して、農業に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を行う農業法人等に対して、資金を交付します。

【事業名：雇用就農資金（雇用就農者育成・独立支援タイプ）】

### 対象となる方

49歳以下の就農希望者を雇用する農業法人等に資金を交付します。主な要件は以下のとおりです。

#### 【農業法人等の主な要件】

- ・ おおむね年間を通じて農業を営む事業体等であること
- ・ 正社員として期間の定めのない雇用契約を締結すること  
（雇用就農者が支援終了後に独立することを前提としている場合は有期雇用でも可）
- ・ 農業経験が原則5年以上ある役員又は従業員を「研修指導者」として置くこと
- ・ 労働保険（雇用保険、労災保険）に加入すること
- ・ 過去5年間に本事業や農の雇用事業等の対象となった雇用就農者が2名以上の場合、農業への定着率が2分の1以上であること
- ・ 働きやすい職場環境整備に既に取り組んでいるか、新たに取り組むこと
- ・ 地域計画に農業を担う者として位置づけられた者又は位置づけられることが見込まれる者であること

#### 【雇用就農者の主な要件】

- ・ 原則50歳未満の者であること
- ・ 支援開始時点で、採用されてから4ヶ月以上12ヶ月未満であること
- ・ 過去の農業経験が5年以内であること
- ・ 原則として、農業法人等の代表者の3親等以内の親族でないこと
- ・ 過去に就農準備資金や農業次世代人材投資資金の準備型等で同様の研修を受けていないこと

### 支援内容

助成額：年間最大60万円（最長4年間）

- ※ 雇用就農者が障がい者、生活困窮者又は刑務所出所者等の場合は、年間15万円加算。
- ※ 1経営体当たりの新規採択人数は年間5人まで、かつ、3人目以降の助成額は年間最大20万円
- ※ 雇用就農資金には、雇用就農者育成・独立支援タイプのほか、就農希望者を一定期間雇用し、新たな農業法人の設立による独立就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を行う農業法人等に対して資金を助成する「新法人設立支援タイプ」もあります。  
助成額：年間最大120万円（最長4年間、ただし3年目以降は年間最大60万円）

### お問い合わせ先

- ・ （一社）全国農業会議所（TEL：03-6265-6891）または都道府県の農業会議
- ・ 農林水産省担当課：経営局就農・女性課雇用G（TEL：03-6744-2160）

認定  
農業者

認定  
新規

個人

法人

サービス  
事業者

集落  
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

次世代の経営者を育成するため、国内外の先進的な農業法人や食品企業等の異業種の法人に職員を派遣して研修を行う農業法人等を支援します。

【事業名：雇用就農資金（次世代経営者育成タイプ）】

## 対象となる方

次世代の経営者を育成するため、職員を派遣して研修を行う農業法人等を支援します。主な要件は以下のとおりです。

### 【派遣元となる農業法人等の主な要件】

- ・派遣する職員を正職員として雇用していること
- ・派遣を受け入れる法人との間に出向契約を結ぶこと
- ・研修終了後1年以内に役員又は研修成果を活かした部門責任者等、経営の中核を担う役職に登用することを確約していること  
(個人経営の場合は、経営を移譲すること又は経営を法人化した上で役員等に登用することを確約していること)

### 【派遣を受け入れる法人の主な要件】

- ・派遣元となる農業法人等と人材育成を目的とした出向契約を結び、職員を受け入れること
- ・受け入れた職員を労働保険（雇用保険、労災保険）に加入させること
- ・次世代の経営者になるために必要な経営力等を習得させるための実践的な研修を行えること

### 【派遣職員の主な要件】

- ・派遣元となる農業法人等の役員、正職員又は個人経営の後継者で既に就農し経営に参画していること
- ・原則55歳未満の者であること

## 支援内容

助成額：月最大10万円（①②合計）（最短3ヶ月～最長2年間）

### 助成対象経費

- ①派遣する職員に替わり新たに雇用する職員（代替職員）の人件費
  - ②派遣する職員の研修に伴う転居費、住居費、交通費、研修負担金
- （いずれも派遣元が負担するものに限りです）

## お問い合わせ先

- ・（一社）全国農業会議所（TEL：03-6265-6891）または都道府県の農業会議
- ・農林水産省担当課：経営局就農・女性課雇用G（TEL：03-6744-2160）

認定  
農業者

認定  
新規

個人

法人

サービス  
事業者

集落  
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

## 新規就農者の誘致体制の整備や研修農場の整備を支援します。

【事業名：新規就農者育成総合対策のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業、地域農業構造転換支援対策のうちスマート農業研修教育環境整備事業（新規就農者誘致環境整備（スマート農業導入就農型））】

### 対象となる方

市町村、都道府県、協議会、民間団体等

### 支援内容

#### 1 新規就農者の誘致体制の整備

複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築、誘致の実践、就農前後の方々に対するトータルサポート活動を支援します。

（複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築）

コーディネータ設置、検討会開催、先進地視察、マニュアル整備 等

（誘致の実践）

地域農業のPRコンテンツ作成、現地見学会開催 等

（就農前後の者に対するトータルサポート活動の実施）

・短期農業研修の実施

・就農支援員の設置又は地域の先輩農業者への依頼により、就農前後の者に対する農地確保、資金調達、生活面、技術面等についての相談対応・指導 等を実施

#### 2 研修農場の整備

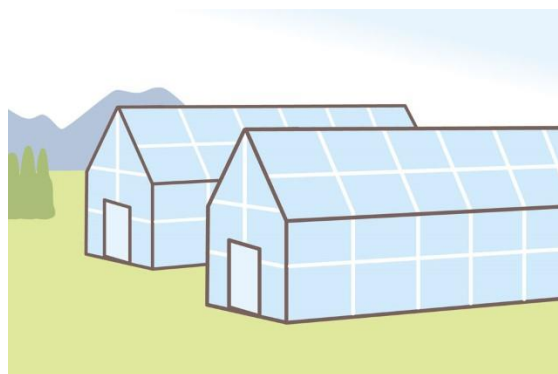
就農希望者が実践的な研修を行う研修農場に必要な機械・設備の導入、施設整備等を支援します。

※地域農業構造転換支援対策のうちスマート農業研修教育環境整備事業（新規就農者誘致環境整備（スマート農業導入就農型））は、スマート農業技術が組み込まれているものに限る。

### 補助率

1：定額

2：2分の1以内



### お問い合わせ先

都道府県、市町村の農政担当窓口  
農林水産省 経営局 就農・女性課 農業教育G（TEL：03-6744-2162）

## 8 労働環境を改善したい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

地域協議会等が実施する就労条件や労働環境の改善などの働き方改革を推進するための取組を支援します。

【事業名：雇用就農緊急対策のうち雇用体制強化事業（働きやすい環境づくりコース）】

### 対象となる方

以下の要件を満たす協議会等

- ①働きやすい環境づくりに取り組む農業経営体（農援サービス事業体を含む）を3者以上含む  
※雇用型経営体が少ない地域で、地域計画に位置付けられる等の地域の核となる農業経営体の場合は、「1経営体以上」で申請可能。
- ②関係機関（地方公共団体や指導農業士会、JA、法人協会、青年農業者団体等）を1者以上含む

### 支援内容

農業現場における労働力不足を解消するため、働きやすい就労環境づくりに向けた以下の取組を支援します。

1. 働きやすい環境づくり計画の策定・推進
  - ・働きやすい環境づくり計画の策定や取組状況の確認のための会議の開催
  - ・協議会構成員（農業経営体）における就労条件や従業員の満足度を把握するための調査の実施
2. 働きやすい労働環境づくりのための研修等の実施
  - ・就労条件改善、労務管理に係る研修会の開催・パンフレットの作成
3. 就労条件改善の取組
  - ・就業規則等の策定・見直しのための社会保険労務士等によるコンサルティング費用 等
  - ・労働時間の削減のための経営計画の見直し、経営分析・営農支援システムの導入 等
  - ・労働負荷削減のための見直しのための作業工程の見直し、作業マニュアルの作成 等
  - ・マネジメント体制の強化のための人事制度や人材管理システムの導入 等
4. 就労条件改善を労働力の確保につなげるための取組
  - ・求人広告の掲載、就職説明会への出展やイベントの開催、応募した労働者に対する研修会の開催 等



今雇っている従業員の満足度を上げるためには、どうしたらいいのだろう？



↑ 作業効率UP



↓ 労働負荷DOWN

### お問い合わせ先

○事業実施主体は公募により選定  
農林水産省担当課：経営局就農・女性課雇用G  
(TEL：03-6744-2160)



事業詳細は  
QRコードから

## 9 経営を継承する人材を確保・育成したい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

経営継承を受けることを希望する就農希望者を一定期間雇用し、就農者による新たな法人設立に向けて農業技術・経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修を行う個人経営体に対して、資金を交付します。

【事業名：雇用就農資金（新法人設立支援タイプ）】

### 対象となる方

49歳以下の就農希望者を雇用する個人経営体に資金を交付します。主な要件は以下のとおりです。

#### （経営体の主な要件）

- ・ おおむね年間を通じて農業を営む経営体であること
- ・ 従業員として雇用契約を締結すること
- ・ 農業経験が原則5年以上ある役員又は従業員を「研修指導者」として置くこと
- ・ 労働保険（雇用保険、労災保険）に加入すること
- ・ 過去5年間に本事業や農の雇用事業等の対象となった雇用就農者が2名以上の場合、農業への定着率が2分の1以上であること
- ・ 働きやすい職場環境整備に既に取り組んでいるか、新たにに取り組むこと
- ・ 地域計画に農業を担う者として位置づけられた者又は位置づけられることが見込まれる者であること

#### （雇用就農者の主な要件）

- ・ 本事業での支援終了後1年以内に法人設立する意向がある原則50歳未満の者であること
- ・ 支援開始時点で、採用されてから4ヶ月以上12ヶ月未満であること
- ・ 過去の農業経験が5年以内であること
- ・ 原則として、農業法人等の代表者の3親等以内の親族でないこと
- ・ 過去に就農準備資金や農業次世代人材投資資金の準備型等で同様の研修を受けていないこと

### 支援内容

助成額：年間最大120万円（最長4年間、ただし3年目以降は年間最大60万円）

- ※ 新規雇用就農者の増加分が支援対象。  
（新規雇用就農者の離農理由が農業法人等の責によらない場合は、この限りではない。）
- ※ 雇用就農者が障がい者、生活困窮者又は刑務所出所者等の場合は、年間15万円加算。

### お問い合わせ先

- ・ （一社）全国農業会議所（TEL：03-6265-6891）または都道府県の農業会議
- ・ 農林水産省担当課：経営局就農・女性課雇用G（TEL：03-6744-2160）

## 10 経営を継承して新規就農したい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

将来の担い手の円滑な確保を図るため、親元就農を含む円滑な経営継承・経営発展に向けた取り組みを後押しします。

【事業名：新規就農者確保緊急円滑化対策のうち世代交代・初期投資促進事業（世代交代円滑化タイプ）  
・新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業（地域計画早期実現支援枠）】

### 対象となる方

独立・自営就農する49歳以下の認定新規就農者、認定農業者

### 支援内容

#### ① 経営資源の有効利用に向けた取組

機械・施設等の経営資源を継承・利用するために必要となる修繕、移設、撤去等の取組に要する経費

#### ② 円滑な経営移譲に向けた取組

法人化、専門家の活用等の農業経営の移譲に向けた取組に要する経費（定款の認証料等の法人設立費用、専門家謝金、旅費等）

#### ③ 経営発展に向けた取組

機械・施設や家畜の導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等に要する経費

支援額：補助対象国費上限：600万円（①～③の合計）

補助率：①・② 国1/3、都道府県1/6

③ 国1/2、都道府県1/4

※都道府県支援分の2倍を国が支援

### 交付要件

- ① 将来像が明確化された地域計画※<sup>1</sup> 又は目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること
- ② 令和5年度以降に農業経営を開始した個人・法人※<sup>2</sup> であること
- ③ 青色申告を行うこと
- ④ 機械・施設の取得費用等について、金融機関から融資を受けていること（青年等就農資金・スーパーL資金を活用可）
- ⑤ 経営開始資金、経営発展支援事業等との併用は不可 等

※1 地域計画に掲げられた農地の目標集積率が高い（8割以上等）地域

※2 当該農業経営の主宰権を有する役員に、就農時の年齢が原則50歳未満、かつ、令和5年度以降に農業経営を開始した者を含む法人に限る

### お問い合わせ先

・市町村の農政担当窓口

## 11 集落営農の活性化を図りたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

集落営農の連携・合併に向けた収益力強化等を目指すためのビジョンづくりや人材の確保、新たな作物の導入等を支援します。

【事業名：集落営農連携促進等事業】

### 対象となる方

集落営農、都道府県、市町村 等



### 支援内容

#### 1 地域の状況に応じた「ビジョンづくり」と「具体的な取組の実行」への支援

集落営農の構成員の高齢化や減少が進む中で、集落営農の連携・合併に向け、収益力強化等を目指すためのビジョンづくり及びその実現に向けた人材の確保、組織体制の強化及び効率的な生産体制の確立など、地域の状況を踏まえて総合的に支援します。

##### ○ビジョンづくりへの支援

連携・合併による集落営農の目指す農業の姿と具体的な戦略の検討、集落内又は近隣集落等との合意形成を支援します。【定額】

##### ○具体的な取組の実行への支援

- ① 収益力向上の柱となる経営部門の確立等のため、高収益作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓などに取り組む経費【定額】
- ② 取組の中核となる人材を確保するため、候補となる若者等を雇用する経費（賃金等）【定額（100万円上限/年）、最長3年間】
- ③ 信用力向上等に向けた組織の法人化に必要な経費【定額（25万円）】
- ④ 効率的な生産のための共同利用機械等の導入経費【1/2以内】

#### 2 関係機関によるサポートの取組を支援

集落営農の取組を都道府県（普及組織）やJA、市町村等の地域の関係機関が集中的にサポートするために必要な経費を支援します。【定額】

### お問い合わせ先

- ・最寄りの市町村、都道府県
- ・農林水産省担当課：経営局経営政策課経営政策推進グループ（TEL：03-6744-0576）

## 12 農業用機械・施設の整備などに必要な資金を借りたい

認定農業者 認定新規 個人 法人 サービス事業者 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

借入希望者やその事業内容に応じて、制度資金が利用できます。

【事業名：スーパーL資金、農業近代化資金】

対象となる方

支援内容

融資機関	資金	貸付対象者	償還期限	貸付限度額
日本政策金融公庫等	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	認定農業者(注1)	25年以内 (据置10年以内)	個人 3億円 (複数部門経営等は6億円) 法人 10億円 (民間金融機関との協調融資の状況に応じ30億円)
農協等	農業近代化資金	認定農業者(注1)	15年以内 (据置7年以内)	個人 1,800万円 法人 2億円
		主業農業者(注2) 集落営農組織等	15年以内 (据置3年以内)	個人 1,800万円 法人、団体 2億円

(注1) 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法の果樹園経営計画の認定を受けた者です。

(注2) 主業農業者とは、農業所得が総所得の過半(法人にあっては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高の過半)を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上(法人にあっては、農業に係る売上高が1,000万円以上)であること等の条件を満たすものです。

◆スーパーL資金、農業近代化資金の金利負担軽減措置 [▶▶ 23ページへ](#)

→ 貸付当初5年間の金利負担軽減措置等

お問い合わせ先

- ・(株)日本政策金融公庫の各支店、沖縄振興開発金融公庫
- ・最寄りの農協、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫の各支店、銀行、信用金庫、信用組合
- ・最寄りの市町村、都道府県、普及指導センターなど
- ・農林水産省担当課：経営局金融調整課経営・災害金融グループ (TEL：03-6744-2165)

# 資金の確保

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

少額の資金であれば、融資の可否の判断を迅速に行います。

【事業名：スーパーL資金、農業近代化資金】

## 対象となる方

- ・認定農業者（スーパーL資金）
- ・認定農業者及び一定の要件を満たす集落営農組織（農業近代化資金）

## 支援内容

＜貸付限度額＞ 500万円

- ※ 融資機関のスコアリングシステム（企業経営診断手法）により経営実績が一定水準以上と判断されることその他一定の要件を満たす必要があります。

## 特徴

500万円までの資金であれば、無担保・無保証人での融資の可否が最速1週間（クイック融資）で判断されます。

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

目標地図に位置付けられた等の認定農業者が借り入れるスーパーL資金及び農業近代化資金について、貸付当初5年間の金利負担等を軽減します。

【事業名：担い手経営発展支援金融対策事業、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業、農業信用保証保険支援総合事業のうち農業近代化資金保証料助成金交付事業】

## 対象となる方

以下のいずれかの要件を満たす認定農業者

- 農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画のうち目標地図に位置付けられた者（目標地図に位置付けられることが確実であることの証明を市町村から受けた者を含みます。）
- 農地中間管理機構から農用地等を借り受けた者

- ※ 担い手経営発展支援金融対策事業は、上記の要件に加え、新たに攻めの経営展開に取り組むこと等が必要となります。

## 支援内容

貸付当初5年間の金利負担を軽減します。また、農業近代化資金については、貸付当初5年間の金利負担軽減措置の終了後もスーパーL資金の金利水準と同等となるよう金利負担を軽減するとともに、農業信用基金協会の債務保証に係る引受当初5年間の保証料を免除します。

- ※ 利子助成の対象となる借入金上限は、スーパーL資金で20億円、農業近代化資金で2億円です。（農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業にあっては、スーパーL資金で個人は3億円、法人は10億円）

## お問い合わせ先

- ・**（株）日本政策金融公庫の各支店、沖縄振興開発金融公庫**
- ・**最寄りの農協、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫の各支店、銀行、信用金庫、信用組合**
- ・**最寄りの市町村、都道府県、普及指導センターなど**
- ・**農林水産省担当課：経営局金融調整課経営・災害金融グループ（TEL：03-6744-2165）**

## 13 産地全体の収益性向上のために必要な機械導入や施設整備等をしてほしい

認定農業者 | 認定新規 | 個人 | 法人 | サービス事業者 | 集落営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備、栽培体系の転換等を総合的に支援します。

【事業名：産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策】

### 対象となる方

地域農業再生協議会等が作成する「産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）」に参加する農業者、農業者団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他の農業法人、その他農業者が組織する団体）等

### 支援内容

#### 1 整備事業（補助率：1/2以内）

乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設、生産技術高度化施設（低コスト耐候性ハウス等）等の整備

#### 2 生産支援事業・効果増進事業（補助率：1/2以内等）

- ① コスト削減に向けた高性能な農業機械のリース導入・取得
- ② 雨よけハウス等、高付加価値化に必要な生産資材の導入 等

### 実施要件

- ・成果目標（生産コストの10%以上の削減、販売額の10%以上の増加、労働生産性の10%以上の向上等）の基準を満たしていること
- ・面積要件等を満たしていること
- ・整備事業や農業機械の取得にあたっては費用対効果分析を実施すること（投資効率が1.0以上であること） 等

### 特徴

以下のような取組に活用できます。

#### 【効率的な施設整備の推進】

- ・集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設の整備を通じた集出荷機能の改善、高付加価値化による産地の収益力強化に向けた取組



#### 【省力的・効率的な栽培体系の導入】

- ・農業の体質強化を図るため、省力化機械の導入等により、果樹栽培における省力化・効率化を推進する取組



#### 【施設野菜団地の育成】

- ・パイプハウスや高度環境制御装置の導入等による施設野菜団地の育成により、収益性の高い施設野菜産地を形成する取組



お問い合わせ先

- ・最寄りの都道府県、地域農業再生協議会
- ・農林水産省担当課：農産局総務課生産推進室（TEL：03-3502-5945）

## 14 カントリーエレベーターや選果場など産地基幹施設を整備したい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

集出荷施設等の産地の基幹施設の整備等を支援します。

【事業名：強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ】

### 対象となる方

都道府県、市町村、農業者の組織する団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他の農業法人、その他農業者が組織する団体）、公社等

### 支援内容

産地収益力の強化、産地合理化の促進（補助率：1/2以内等）

高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組に必要な施設の整備・再編を支援

### 実施要件

- ・受益農業従事者（農業の常時従事者（原則年間150日以上））が5名以上であること
- ・成果目標の基準を満たしていること
- ・面積要件等を満たしていること
- ・受益者が環境負荷低減に係る取組を実施し、チェックシートの提出・保管を行うこと
- ・産地基幹施設を整備する場合にあっては、原則として、総事業費が5千万円以上であること
- ・費用対効果分析を実施していること（投資効率が1.0以上であること）等

### 特徴

以下のような施設の整備が可能です。

育苗施設、乾燥調製施設、農畜産物処理加工施設、  
集出荷貯蔵施設、生産技術高度化施設、家畜飼養管理施設 等



乾燥調製施設  
(ライスセンター)



農畜産物処理加工施設



集出荷貯蔵施設  
(選果施設)



生産技術高度化施設  
(低コスト耐候性ハウス)

### お問い合わせ先

- ・最寄りの都道府県
- ・農林水産省担当課：農産局総務課生産推進室（TEL：03-3502-5945）

## 15 老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化をしたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を支援します。

【新基本計画実装・農業構造転換支援事業】

### 対象となる方

都道府県、市町村、農業者の組織する団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他の農業法人、その他農業者が組織する団体）、公社 等

### 支援内容

共同利用施設の再編集約・合理化（補助率：1/2以内等）

老朽化した穀類乾燥調製貯蔵施設や集出荷貯蔵施設等の共同利用施設の再編集約・合理化を支援

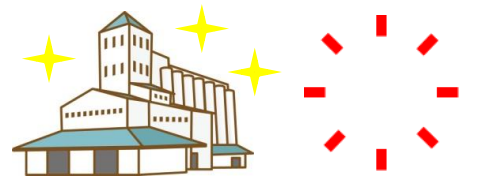
### 実施要件

- ・受益農業従事者（農業の常時従事者（原則年間150日以上））が5名以上であること
- ・成果目標の基準を満たしていること
- ・面積要件等を満たしていること
- ・再編集約・合理化計画を策定していること
- ・修繕・更新に係る積立計画を策定していること
- ・原則として、単年度あたりの総事業費が5千万円以上であること
- ・再編集約・合理化前後で、施設数が減少する又は同数となること 等

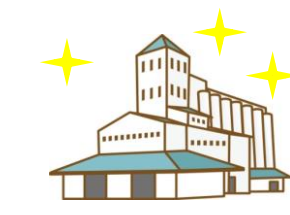
### 特徴

以下のような施設の整備が可能です。

○複数の既存施設の一部を廃止し、残る施設の機能を組み替える



○複数の既存施設のうち全部又は一部を廃止し、機能をまとめる



### お問い合わせ先

- ・最寄りの都道府県
- ・農林水産省担当課：農産局総務課生産推進室（TEL：03-3502-5945）

## 16 機械や施設を取得する場合に活用できる税制について知りたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に農業経営の基盤強化（農用地、農業用の機械・施設等の取得）を図る取組を税制面で支援します。

【農業経営基盤強化準備金制度】

### 対象となる方

青色申告により確定申告を行う認定農業者（個人・農地所有適格法人）又は認定新規就農者（個人）であって、農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が策定する地域計画において農業を担う者として位置づけられている農業者 ※集落営農においても法人化することによって制度を活用できます。

### 対象となる資産

#### ○農用地

- ・積立時：地域計画の区域内で準備金活用者が将来取得予定である農用地が対象。
- ・取得時：地域計画に準備金活用者が利用するものとして定められている農用地が対象。

#### ○農業用の機械・施設等（取得価額が30万円以上の資産に限ります。）

- ・機械及び装置 ・器具及び備品
- ・建物及びその附属設備（農振法の農業用施設用地に建設又は設置されるもの）
- ・構築物 ・ソフトウェア

（例）田、畑、樹園地、採草放牧地、トラクター、ロータリ、あぜ塗機、ブルドーザー、パワーショベル、農業用ドローン、播種プラント、田植機、移植機、乗用管理機、かん水装置、コンバイン、乾燥機、選果機、選別機、運搬機、鳥獣害防止用威嚇機、ビニールハウス、低温貯蔵庫、集出荷施設、農機具収納施設、温室、用水路、農作業管理ソフト など

#### 【注意！】

トラックやフォークリフトなどの「車両及び運搬具」に該当するものや中古品は対象になりません。

### 支援内容

認定農業者等が農業経営改善計画等に従って経営所得安定対策等の交付金を農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、所得の計算上、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。

さらに、積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて、農用地や農業用の機械・施設等の固定資産を取得した場合には、圧縮記帳ができます。



### お問い合わせ先

- ・最寄りの地方農政局・農政事務所・県拠点
- ・農林水産省担当課：経営局経営政策課経営政策推進グループ（TEL：03-6744-0576）

# 17 米、麦、大豆などを安定的に生産したい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

実需者との結び付きの下で、麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこしの生産性向上等に取り組む農業者を支援します。

【事業名：畑作物産地形成促進事業】

対象となる方

販売農家、集落営農

支援内容

産地・実需協働プランに参画する農業者が、実需者ニーズに対応するための畑作物の導入・定着に向けた取組や生産性向上等の技術導入を行う場合に、その取組面積に応じて支援します。

- ① **対象作物**：令和8年産の麦、大豆、高収益作物（加工・業務用野菜等）、子実用とうもろこし
- ② **交付単価**：4万円/10a
- ③ **採択基準**：地域協議会単位で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、**予算の範囲内で採択**

<留意事項>

- ※1 令和8年産の基幹作が対象です。
- ※2 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要です。
- ※3 麦、大豆、高収益作物については、加工用等の用途指定があります。
- ※4 本支援の対象となった面積は、令和8年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（麦、大豆、飼料作物（子実用とうもろこし））の対象面積から除きます。
- ※5 予算額のうち、40百万円を農業再生協議会等の事務費として計上しています。

支援イメージ

【産地・実需協働プラン】  
✓ 産地と実需者が連携し、麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこしについて、需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画

## 畑作物の導入・定着に向けた取組



【例】排水対策（暗渠）



土層改良（客土）



傾斜均平

## 実需者ニーズに応えるための生産性向上等の技術導入



【例】スマート農業機器の活用



大豆300A技術  
（不耕起播種栽培など）



土壌診断に基づく土づくり

お問い合わせ先

最寄りの地域農業再生協議会、地方農政局（無料相談 TEL：0120-38-3786）  
農産局企画課（03-3597-0191）

# 安定した農畜産物の 生産

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

実需者との結び付きの下で、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米、酒造好適米の生産性向上等に取り組む農業者を支援します。

【事業名：コメ新市場開拓等促進事業】

## 対象となる方

販売農家、集落営農

## 支援内容

産地・実需協働プランに参画する農業者が、実需者ニーズに対応するための**生産性向上等の技術導入を行う場合に、その取組面積に応じて支援**します。

① **対象作物**：令和8年産の新市場開拓用米、加工用米、米粉用米、酒造好適米

② **交付単価**：**新市場開拓用米** 4万円/10a  
**加工用米** 3万円/10a  
**米粉用米** 9万円/10a  
**酒造好適米** 取組年数に応じて最大3万円/10a※5

③ **採択基準**：取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、地域協議会単位で、**予算の範囲内で採択**

### <留意事項>

- ※1 令和8年産の基幹作が対象です。
- ※2 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要です。
- ※3 本支援の対象となった面積は、令和8年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（加工用米、米粉用米）及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分（新市場開拓用米：2万円/10a）の対象面積から除きます。
- ※4 予算額のうち、50百万円を農業再生協議会等の事務費として計上しています。
- ※5 酒造好適米は、生産性向上等の取組年数に応じて「1年あたり1万円/10a×最大3年間」を令和8年度に一括で支援します。
- ※6 都道府県が多収品種と判断する品種を作付けする場合、0.5万円/10aを加算します。  
（新市場開拓用米、加工用米、米粉用米が対象）

## 支援イメージ

【産地・実需協働プラン】  
 ✓ 産地と実需者が連携し、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米、酒造好適米について、需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画

### 実需者ニーズに応えるための生産性向上等の技術導入



[例] スマート農業機器の活用



直播栽培



土壌診断に基づく施肥

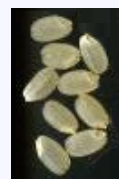
### 酒造好適米への支援

（品種の例）

- ・山田錦
- ・五百万石
- ・美山錦
- ・雄町 等



山田錦



（参考）ゴシヒカリ

（要件1）

- ① 農業者が酒蔵と直接取引を行うこと、または、
- ② 集荷業者を挟む場合には、
  - ・一定のまとまりを持ったほ場において生産されること、もしくは、
  - ・酒米協会等の安定的な生産に向けた体制が整っていること

（要件2）

- 3年間の長期契約に取り組む場合には、農業者側と酒蔵側との間で、「価格決定の考え方」を予め設定すること

## お問い合わせ先

最寄りの地域農業再生協議会、地方農政局（無料相談 TEL：0120-38-3786）  
 農産局企画課（03-3597-0191）

## 18 新しく園芸産地をつくりたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

加工・業務用野菜の国産シェア奪還に向け、生産者、中間事業者、実需者等が連携して行う、生産・流通・販売方式の変革、作柄安定技術の導入等、実需者ニーズに対応した国内産地による周年安定供給を確立するための取組を支援します。

【事業名：持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援】

### 対象となる方

国産野菜周年安定供給強化事業：民間団体等 ➡➡ 申込みは (独)農畜産業振興機構へ

### 支援内容

#### 国産野菜周年安定供給強化事業

本事業は加工・業務用を中心に輸入量が多い又は拡大している野菜について、輸入からのシェア奪還を見据え、国内産が需要に応えきれていない品目や作型の作付拡大等を推進するため、新たに実需者との契約栽培に取り組み取組主体に対し、事業対象面積に応じて一定の助成単価を機構が補助する事業です。

加工・業務用向けの契約栽培に必要な、新たな生産・流通体系の構築、作柄安定技術の導入等を支援。

#### 主な支援対象



生産流通体系の構築



作柄安定技術の導入

#### 助成単価

定額  
(3年間の取組  
に対して  
15万円/10a)

#### 対象品目

(加工・業務用)

たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう、スイートコーン、えだまめ、ブロッコリー、ごぼう、トマト(8~10月出荷)、セルリー(6~12月出荷)、にんにく、しょうが、さといも、えんどう(1~7月又は11~12月出荷)、キャベツ(11月又は1~5月出荷)、レタス(11~3月出荷)、かぼちゃ(11~6月出荷)、だいこん(4~7月又は10月出荷)、いちご(11~5月出荷)

(生食用) かぼちゃ(11~6月出荷)、トマト(9~10月出荷)

(輸出用) いちご、メロン

### お問い合わせ先

- ・(独)農畜産業振興機構 (TEL:03-3583-9797)
- ・農林水産省担当課：農産局園芸作物課 園芸流通加工第1班 (TEL:03-3501-4096)

## 19 野菜等の施設栽培の生産性を高めたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

データを活用して生産の向上や農産物の高付加価値化を図るICTやロボット技術等のスマート技術を導入した経営に取りくむための施設・内部設備の導入を支援します。

【事業名：強い農業づくり総合支援交付金うち重点政策推進枠（スマート農業の推進）】

### 対象となる方

都道府県、市町村、農業者の組織する団体等

### 支援内容

データを活用して生産性の向上や農産物の高付加価値化を図るICT、ロボット技術等のスマート技術の導入だけでなく地域エネルギー利用、省エネ化に関する設備施設、雇用型生産管理技術に関する設備装置、スマート技術の導入に必要な施設等の整備（低コスト耐候性ハウス等の整備、高度環境制御やロボットの導入等）を一体的に支援します。



1 ha以上の大規模施設



高度複合環境制御装置



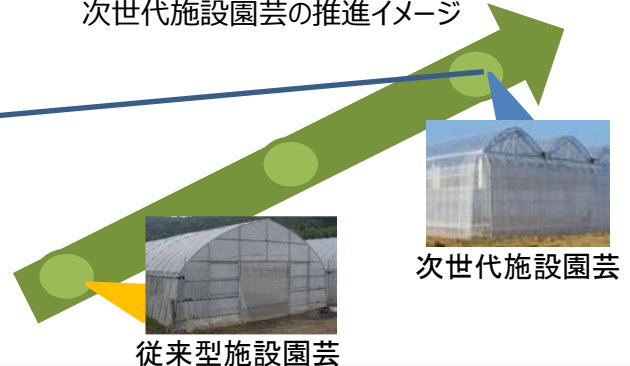
収穫ロボット

### 特徴

#### スマート農業実践施設等の導入

スマート技術と大規模な園芸施設の導入により、生産性の向上や農産物の高付加価値化を図る

次世代施設園芸の推進イメージ



従来型施設園芸

次世代施設園芸

### お問い合わせ先

- ・最寄りの市町村、都道府県
- ・農林水産省担当課：農産局園芸作物課施設園芸対策班（TEL：03-3593-6496）

## 20 茶の改植や茶の有機栽培、輸出向けの茶の生産等に取り組みたい

認定農業者 認定新規 個人 法人 サービス事業者 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

茶の改植・新植、有機栽培や輸出向け栽培体系への転換、てん茶生産への転換等の取組に対し支援します。

あわせて、国産茶の需要創出に向けた消費者・実需者ニーズの把握や商品開発、製造・加工技術の確立、茶関連産業等と連携した新形態の大規模茶産地モデル形成等を支援します。

【事業名：持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進】

対象となる方 農業者団体 等

### 支援内容①

持続的な生産体制の構築や実需者ニーズに対応した高品質生産等を図るため、産地の戦略に基づく改植・新植、有機栽培や輸出向け栽培体系への転換、簡易な園地整備、コスト低減に資する生産・加工機械等のリース導入、需要創出に向けた取組等に対し支援します。

#### 【茶の改植、有機栽培への転換等支援】

- 新植：12万円/10a
- 改植、移動改植：15.2万円/10a
- 改植・新植に伴う未収益期間の支援：14.1万円/10a（他品種への改植等は18.1万円/10a）
- 棚栽培への転換（未収益支援）：4万円/10a
- 棚栽培への転換に必要な資材費：10万円/10a
- 台切りに伴う未収益支援：7万円/10a
- 有機栽培への転換に伴う資材費：10万円/10a
- てん茶生産向け直接被覆栽培への転換に必要な資材費：10万円/10a
- 茶園整理（伐根）：5万円/10a（酸度矯正等を実施する場合は8万円/10a）
- 輸出向け栽培体系への転換：5万円/10a
- 中山間地域等での有機栽培・てん茶への転換に必要な改植と合わせた簡易な園地整備：1/2以内（市町村ごとに上限100万円）

#### 【農業機械等のリース導入への支援】

- 生産性向上や省エネルギーコスト削減に資する生産・加工機械等のリース導入（補助率：1/2以内）

#### 【茶関連産業等と連携した新形態の大規模茶産地モデル形成への支援】

- 茶生産の担い手・茶工場・実需者が一体となり、生産性向上、労働力確保、茶工場の省エネ化等の課題に対応する、新たな大規模茶産地モデルを形成する取組（補助率：1/2以内）



茶の改植等



省エネ型粗揉機



簡易な園地整備

### 支援内容②

新商品の開発に係る国内外における市場調査や加工機械等の導入、茶の健康機能性の調査、観光業者等との連携による体験ツアーの開発などの取組に対して助成（※）します。

（※）補助率：

- ・ ソフト事業にあつては定額
- ・ 機械等リース事業にあつては1/2以内



新商品開発に向けた試飲・検討会の実施



低温除湿萎凋（15℃16時間）  
萎凋処理による香りを発現させる加工技術



茶の健康機能性の調査・PR

### お問い合わせ先

- ・最寄りの地方農政局
- ・農林水産省担当課：農産局果樹・茶グループ茶業班（TEL：03-6744-2194）

# 安定した農畜産物の 生産

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

茶の改植・新植、改植に伴う未収益期間の幼木管理、有機栽培や輸出向け栽培体系への転換、棚栽培への転換、災害対応設備の導入、茶関連産業等と連携した新形態の大規模茶産地モデル形成支援等の取組に対し支援します。

【事業名：産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援（うち茶）】

## 対象となる方

農業者団体 等

## 支援内容

需要の変化に対応した茶の優良品種への改植・新植、改植に伴う未収益期間の幼木管理、有機栽培への転換、棚栽培への転換、輸出向け栽培体系への転換等に対し支援します。  
また、防霜ファン等の災害対応設備の導入に対し支援します。

## 新市場獲得対策

### <園芸作物等の先導的取組支援（うち茶）> 【茶の改植、有機栽培への転換等支援】

- 新植：（補助率：1/2以内）
- 改植、移動改植：（補助率：1/2以内）
- 改植に伴う未収益期間の支援：14.1万円/10a  
（他品種への改植等は18.1万円/10a）
- 棚栽培への転換（未収益支援）：4万円/10a
- 棚栽培への転換に必要な資材費：（補助率：1/2以内）
- 台切りに伴う未収益支援：7万円/10a
- 有機栽培への転換に伴う資材費：（補助率：1/2以内）
- てん茶生産向け直接被覆栽培への  
転換に必要な資材費：（補助率：1/2以内）
- 輸出向け栽培体系への転換：（補助率：1/2以内）
- 中山間地域等での有機転換に必要となる改植と合わせた  
簡易な園地整備（補助率：1/2以内）



茶の植栽等



農薬飛散防止ネットの  
導入



棚栽培への転換に必要な  
資材の導入



直接被覆栽培への転換に  
必要な資材の導入

### 【災害対応設備の導入支援】

- 防霜ファン等の災害対応設備の導入：（補助率：1/2以内）  
※防霜ファン等の設置費を含む  
※事業実施主体の推進事務費は定額



防霜ファンの導入

## お問い合わせ先

- ・最寄りの地方農政局
- ・農林水産省担当課：農産局果樹・茶グループ茶業班（TEL：03-6744-2194）

## 21 花き生産や流通の効率化に取り組みたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

花きの需要に合わせた安定生産・安定供給に向け、高温障害を回避・軽減する技術、高温耐性・病害虫抵抗性品種への転換に係る実証や普及活動の取組、花き業界関係者の情報連携に向けた取組、新たな需要開拓・利用拡大の取組等、地域や全国で生じている課題解決に資する取組を支援します。

【事業名：持続的生産強化対策事業のうちジャパンフラワー強化プロジェクト推進】

### 対象となる方

【花き業界関係者が組織する協議会】

- ・都道府県を活動の範囲とし、都道府県、花き産業関係者等により構成されている地域推進協議会
- ・複数の都道府県を活動の範囲とし、都道府県、花き産業関係者等により構成されている広域推進協議会
- ・全国を活動の範囲とし、農業関係団体、民間企業、民間団体、生産者、学識経験者等の専門家等により構成されている全国推進協議会

### 支援内容

【地域公募事業、全国公募事業（補助率：定額）】

#### 1 花きの安定供給に向けた取組

- 高温障害を回避・軽減する遮光・遮熱資材、細霧冷房等の技術、高温耐性・病害虫抵抗性品種への転換等に必要な検討会の開催、実証、普及活動等
- 需要のある品目・品種への転換等に必要な転換先品目の需要調査、栽培実証、栽培マニュアルの作成等

#### 2 花きの流通効率化に向けた取組

- 卸売市場・小売業者の有する販売データを基にした国内外の需要動向を花き業界関係者で共有する仕組みづくりや花き流通標準化ガイドラインに即した物品・情報の流通の効率化等に必要な検討会の開催、実証、普及活動等

#### 3 花きの需要増進に向けた取組

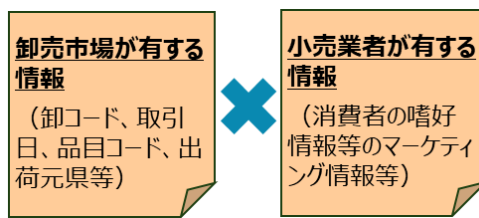
- 需要拡大が見込まれるホームユース向けに適した利用スタイルの提案、需要喚起のためのPR活動や新規購買層の獲得に向けた販路開拓、花き利用の拡大に資する体験活動等



■ 花きの安定供給に向けた取組



■ 花きの需要増進に向けた取組



生産者へフィードバック

消費データの還流により、生産者が需要に基づく生産が可能に



■ 花きの流通効率化に向けた取組

### お問い合わせ先

- ・最寄りの地方農政局等
- ・農林水産省担当課：  
農産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室（TEL：03-3502-8504）

## 22 果樹の省力樹形や優良品目・品種の導入、小規模な園地整備、防風ネット等の設備、高温障害発生低減資機材の導入をしたい

認定農業者	認定新規	個人	法人	サービス事業者	集落営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-------	------	----	----	---------	------	----	------	-----	----	-----

省力樹形や優良品目・品種の導入、小規模な園地整備等の取組を支援します。

【事業名：持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策】

### 対象となる方

果樹産地構造改革計画（以下、産地計画という。）において担い手と定められた者、農地中間管理機構 等

### 支援内容

#### 1 果樹経営支援対策事業

##### I 整備事業

- ※改植・新植支援においては地域計画の目標地図に位置付けられることが  
 確実な者が将来にわたって営農を行うことが確実な園地であることが要件  
 産地計画に位置付けられた優良品目・品種への改植・新植を支援します。  
 特に、**労働生産性の高い省力樹形等への改植・新植を推進**します。  
 面積要件：改植・新植面積が地続きで概ね2a以上



りんごの超高密植（トールスピンドル）栽培

##### <10a当たり改植（新植）支援単価・補助率>

① 慣行樹形等	② 省力樹形
みかん等のかんきつ類 23 (21) 万円	超高密植（トールスピンドル）栽培（りんご） 73 (71) 万円
りんご等の主要果樹（※） 17 (15) 万円	高密植低樹高（新しい化）栽培（りんご） 53 (52) 万円
りんごのわい化栽培、	根域制限栽培（みかん等のかんきつ類） 111 (108) 万円
ぶどう（加工用）の垣根栽培 33 (32) 万円	根域制限栽培（ぶどう、なし、もも等） 100 (99) 万円
上記のいずれにも該当しない改植・新植 定率（1/2以内）	ジョイント栽培（なし、もも、すもも、かき等） 33 (32) 万円
	V字ジョイント栽培（なし、りんご、もも等） 73 (71) 万円
	朝日ロンバス方式（りんご） 33 (32) 万円
	上記のいずれにも該当しない改植・新植 定率（1/2以内）

（※）主要果樹：りんご、なし、かき、ぶどう、もも、おうとう、びわ、  
 くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びいちじく

##### (2) 小規模園地整備・設備導入支援（補助率：1/2以内）

園内道の整備、傾斜の緩和、土壌・土層改良、排水路の整備、用水・かん水設備、防風ネット（多目的防災網含む）、防霜ファン、モルレル等の設置を支援。  
 面積要件：地続きで概ね10a以上（土壌・土層改良は地続きで概ね2a以上）



巣箱の設置



繭洗浄

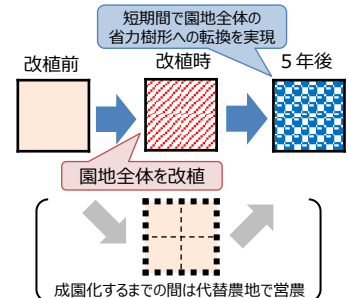
##### (3) 高温障害発生低減に向けた技術的対策の導入支援（補助率：1/2以内）

- 遮光ネット、土壌被覆資材、細霧冷房等の高温対策資機材の導入を支援
  - マメコバチ増殖のための巣箱設置や繭洗浄等にかかる経費を支援
- 面積要件：地続きで概ね10a以上

##### II 推進事業

##### (1) 省力的樹園地への一斉改植支援

まとまった面積での自園地の一斉改植を行うため、成園までの間、離農園地等の代替園地において営農を継続するための掛かり増し経費を支援します。  
 支援単価：56万円/10a（＝11.2万円/10a×成園までの5年分。初年度に一括交付）  
 ※代替園地における営農面積が支援対象



##### (2) 技術的サポート支援（補助率：定額）

地域計画の目標地図と連動した省力樹形等への転換を推進するため、先進地や研究機関からの指導者派遣や産地内での省力樹形等の導入に向けた研修会の開催等に掛かる経費を支援します。

#### 2 果樹未収益期間支援事業

1のIの(1)の取組とセットで、改植・新植後の幼木管理経費を支援します。  
 支援単価：22万円/10a（＝5.5万円/10a×改植・新植実施年の翌年から4年分。初年度に一括交付）



お問い合わせ先

・農林水産省担当課：農産局果樹・茶グループ果樹振興班（TEL：03-3502-5957）

# 安定した農畜産物の生産

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

省力樹形や優良品目・品種の導入のほか、高温障害の発生低減に向けた資機材の導入、小規模な園地整備等の取組を支援します。

【事業名：産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援（うち果樹）】

## 対象となる方

果樹産地構造改革計画（以下、産地計画という。）において担い手と定められた者、農地中間管理機構等

## 支援内容

### 新市場獲得対策

※改植・新植支援においては地域計画の目標地図に位置付けられることが  
確実な者が将来にわたって営農を行うことが確実な園地であることが要件

### <園芸作物等の先導的取組支援（うち果樹）>

#### (1) 果樹の改植・新植・未収益期間の幼木管理支援（補助率：定額、1/2以内）

優良品目・品種、省力樹形の導入を支援  
（改植・新植と一体的に行う果樹棚等の設置も対象）  
未収益期間の幼木管理経費を支援  
（支援単価：22万円/10a（＝5.5万円/10a×4年分））  
※面積要件：地続きで概ね2a以上

#### (2) 一斉改植に伴う代替園地での生産性回復に係る取組支援（補助率：定額）

まとまった面積での自園地の一斉改植を行うため、成園までの間、  
離農園地等の代替園地において営農を継続するための掛かり増し経費を支援  
（支援単価：56万円/10a（＝11.2万円/10a×成園までの5年分））  
※代替園地における営農面積が支援対象

#### (3) 小規模園地整備等（補助率：1/2以内）

園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良、用水・かん水施設の設置、  
排水路の整備、多目的防災網、防霜ファン、モノレール等の設置等を支援  
※面積要件：地続きで概ね10a以上  
（土壌土層改良は概ね2a以上）

#### (4) 改植・新植に伴う雨よけ設備の設置（補助率：1/2以内）

病害の低減に効果が認められる雨よけ設備の設置を支援  
※面積要件：地続きで概ね10a以上  
※補助金上限額：160万円/10a

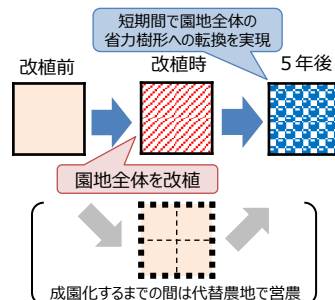
#### (5) 高温対策資機材の導入（補助率：1/2以内）

支持設備等と一体的に導入する遮光ネットや、点滴かん水設備と一体的に導入する  
マルチシート、樹体や果実の冷却のための細霧冷房といった高温障害の発生低減  
に向けた資機材の導入を支援  
※面積要件：地続きで概ね10a以上  
※遮光ネット、マルチシートについて、既に導入済の設備がある場合は単品での  
導入も支援対象

（省力樹形の例）



りんごの超高密植  
（トールスピンドル）栽培



多目的防災網の設置



簡易雨よけ設備の設置



遮光ネットの導入



## お問い合わせ先

・農林水産省担当課：農産局果樹・茶グループ果樹振興班（TEL：03-3502-5957）

## 23 果樹の大幅な省力化等に向けた実証に取り組みたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

販売供給の出口を見据えた作業の合理化、省力栽培技術・品種の導入、労働力の確保等を図り、生産性を飛躍的に向上させるための産地構造転換に向けた実証等の取組を支援します。

【事業名：持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策】

### 対象となる方

都道府県、生産者、生産出荷団体、実需者、農業支援サービスを提供する事業者などにより構成されたコンソーシアム（生産者と実需者は必須。）

### 支援内容

#### 果樹農業構造転換支援事業 （生産供給体制モデル実証）

##### 【事業メニュー】

事業実施主体は、次のうち成果目標の達成に必要なメニューを選択して取り組みます。

- ア 省力樹形や省力的な植栽方法の導入
- イ スマート農業技術を活用した生産・出荷・流通や労務管理の合理化
- ウ 加工・業務用等新たなマーケットの開発・拡大に向けた省力栽培技術や品種の導入
- エ サービス事業者等を活用した人材確保
- オ 流通事業者や地域内外の他事業と連携した労働力の相互融通
- カ 経営の多角化による通年雇用



##### 【成果目標】

これまでの生産供給体制を刷新した生産供給体制モデルを構築し、事業実施前と比較して労働生産性（農業従事者一人当たりの年間の利益額）を向上させることが必要です。

※労働生産性 = 粗利益（販売額（売上高） - 経費（原価）） / 農業従事者数

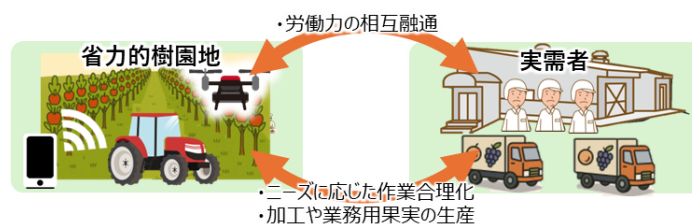
##### 【補助対象及び補助率】

下記補助対象経費及び補助率のうち、上記で選択した事業メニューの実施に必要な取組を支援します。

- (1) 検討会の開催等（補助率：定額）
- (2) 調査・分析（補助率：定額）
- (3) テストマーケティング（補助率：定額）
- (4) 技術研修（補助率：定額）
- (5) 展示ほの設置（補助率：定額）
- (6) システム導入（補助率：1/2以内）
- (7) 小規模園地整備（補助率：1/2以内）
- (8) 省力樹形や省力的植栽等への転換（補助率：1/2以内）
- (9) 機械・設備のリース導入（補助率：1/2以内）

※（1）及び（5）の実施は必須

（8）の幼木管理に必要な経費については、定額（22万円/10a（=5.5万円/10a×4年分）以内）



### <事業の流れ>



### お問い合わせ先

・農林水産省担当課：農産局果樹・茶グループ果樹振興班（TEL：03-3502-5957）

## 24 果樹の気候変動対策として、栽培体系や品目・品種の転換に向けた実証に取り組みたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

高温に対応した栽培体系への転換など、産地ごとの課題に応じた気候変動対応モデルを構築する取組を支援します。

【事業名：持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策】

### 対象となる方

都道府県（試験研究機関、普及組織を含む）、生産者、生産出荷団体、実需者などにより構成されたコンソーシアム（生産者と都道府県は必須。）

### 支援内容

#### 果樹農業構造転換支援事業 （気候変動対応モデル実証）

#### 【事業メニュー】

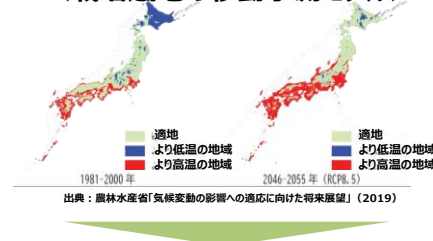
事業実施主体は、産地ごとの課題に応じた気候変動対応モデルを構築するための実証として、高温に適應した栽培体系への転換、高温適應性を有する品目・品種の導入等に取り組みます。



#### 【成果目標】

産地ごとの課題に応じた気候変動対応モデルを構築すること及び実証に取り組む栽培方法や品目・品種等の当該産地における栽培マニュアル等を作成し、公表することが必要です。

#### ＜栽培適地の移動予測モデル＞



#### 【補助対象及び補助率】

下記補助対象経費及び補助率のうち、上記で選択した事業メニューの実施に必要な取組を支援します。

- (1) 検討会の開催等（補助率：定額）
- (2) 調査・分析（補助率：定額）
- (3) 技術研修（補助率：定額）
- (4) 展示ほの設置（補助率：定額）
- (5) 小規模園地整備（補助率：1/2以内）
- (6) 品目・品種転換（補助率：1/2以内）
- (7) 機械・設備のリース導入（補助率：1/2以内）

※（1）及び（4）の実施は必須

（6）の幼木管理に必要な経費については、定額（22万円/10a（＝5.5万円/10a×4年分）以内）

#### ＜品種構成の見直し＞



#### ＜品目の見直し＞



#### ＜事業の流れ＞



#### お問い合わせ先

・農林水産省担当課：農産局果樹・茶グループ果樹振興班（TEL：03-3502-5957）

# 25 果樹の新たな担い手を確保するための園地整備をしたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービ ス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-----------------	----------	----	------	-----	----	-----

果樹産地において新たな担い手の受入や研修等に必要となる園地の整備等の取組を支援します。

【事業名：持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策】

対象となる方

新たな担い手の新規参入を推進する、都道府県、市町村、JA、法人化した経営体、民間企業などの団体

支援内容

## 果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業

### 1 整備事業

果樹型トレーニングファーム（以下、「果樹型TF」）の整備のための以下の取組を支援します。

#### (1) 小規模園地整備等（補助率：1/2以内）

排水路の整備、土壌・土層改良、園内道の整備、傾斜の緩和、用水・かん水設備、多目的防災網、防霜ファン、モルールの整備等

#### (2) 部分改植（補助率：定額（面積当たり1/2相当）、1/2以内）

優良品目・品種や省力樹形への改植等

#### (3) 改植後の未収益期間の幼木管理（補助率：定額（22万円/10a））

#### (4) 省力技術研修（補助率：定額（3万円/10a以内））

### 2 推進事業（補助率：定額）

果樹型TFの運営に必要な技術指導・管理委託に要する経費を支援します。



<事業の流れ>



お問い合わせ先

・農林水産省担当課：農産局果樹・茶グループ果樹振興班（TEL：03-3502-5957）

# 26 国産飼料の生産・利用を拡大したい



国産飼料に立脚した畜産への転換を推進するため、国産飼料生産・利用の拡大に向けた取組を支援します。 【事業名：国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業】

対象となる方 農業者集団、民間団体等

支援内容

## 1 国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業

(補助率：定額、1/2以内)

### ① 生産性の高い持続可能な飼料産地形成支援

飼料生産組織を核とする青刈りとうもろこし等の飼料作物の生産・利用の連携体制（地域モデル）の構築・強化を図るの総合的な実証を支援します。（補助率：定額、1/2以内）

### ② 飼料生産組織の運営強化支援

・ 飼料生産組織（※）等の規模拡大・省力化に必要な機械の導入等を支援します。（補助率：1/2以内）

（※）地域計画に位置付けられている又は地域計画に位置付けられる見込みのある者

・ 飼料生産組織が、畜産農家等と長期契約を結び、飼料の生産作業受託、生産販売等の規模拡大を行う取組を支援します（拡大分面積払い）。（補助率） 1年目：12,000円/10a以内、2年目：5,000円/10a以内

### ③ 飼料作物の生産性向上対策

・ 雑草の侵入状況等を評価する草地診断の実施、高品質かつ高収量な草地や飼料畑に改良する難防除雑草駆除技術等の現地実証を支援します。（補助率） 草地診断：定額、現地実証：1/2以内（上限：2.1万円/10a）

・ 中山間地域における「飼料増産活性化計画」の作成、放牧や飼料作物の共同生産などの飼料増産活動、これらの活動に必要な機械導入を支援します。（補助率） 飼料増産活動：1/2以内（上限：2.5万円/10a）、機械導入：1/2以内

### ④ 耕畜連携及び供給拡大の促進対策

・ 3年以上の利用供給契約を締結した上で、耕種農家が品質表示を行いつつ、国産飼料を供給拡大し、畜産農家が給与情報等を提供する取組を支援します（基準年からの拡大分数量払い）。

【交付単価】（基準年を最大3年固定。単価は1年目100%、2年目80%、3年目50%）

	耕種農家	畜産農家
青刈りとうもろこし、ソルゴー、牧草	8,300円/t以内	7,800円/t以内
子実用とうもろこし	12,200円/t以内	12,000円/t以内

・ 飼料生産者が品質表示とともに国産飼料の販売を拡大する取組を支援します（前年度からの拡大分数量払い）。

【交付単価】 青刈りとうもろこし、ソルゴー、牧草：8,300円/t以内  
子実用とうもろこし：12,200円/t以内

### ⑤ 国産飼料の流通推進・利用拡大対策

・ 国産粗飼料取扱業者が、畜産農家と複数年の販売契約を締結して、国産粗飼料の流通定着化を行う取組を輸送距離に応じて支援します（拡大分数量払い）。

【交付単価】

輸送距離	50km～	100km～	500km～	1,000km～※	1,500km～※
補助単価	2,000円/t以内	5,000円/t以内	10,000円/t以内	15,000円/t以内	20,000円/t以内

※ 1,000km以上の2区分については、効率的な輸送に係る要件を満たす必要あり。

・ 利便性が高く、輸送や保管の効率が高い国産粗飼料の生産に資する実証・調査を支援します。（補助率：1/2以内）

・ 新飼料資源に係る調査・分析、新飼料資源を利用した飼料の生産・利用拡大に必要な機械の導入を支援します。（補助率：1/2以内）

・ 国産飼料の販売拡大を図る者が国産飼料の流通拠点を整備するために行う飼料の保管施設、成形・加工施設等の整備を支援します。（補助率：1/2以内）



お問い合わせ先

・最寄りの地方農政局等畜産担当課  
・農林水産省担当課：畜産局飼料課（TEL：03-6744-7192）

# 安定した農畜産物の 生産

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

国産飼料に立脚した畜産への転換を推進するため、国産飼料生産・利用の拡大に向けた取組を支援します。

事業名：飼料備蓄・増産流通合理化事業のうち国産飼料増産対策事業  
強い農業づくり総合支援交付金

## 対象となる方

農業者集団、民間団体等

## 支援内容

### 2 飼料備蓄・増産流通合理化事業のうち国産飼料増産対策事業

- ① **飼料生産組織の人材確保・育成等支援**（補助率：定額）  
オペレーター確保のための募集活動や、大型特殊免許や必要な技術資格等の取得、人材育成のための研修、飼料生産組織の持続性を高める取組事例の調査を支援します。  
【交付対象】 人材確保：募集 30万円以内/人、研修 60万円以内/人  
免許取得：20万円以内/人（大型、大型特殊、けん引等）
- ② **国産濃厚飼料生産の推進**（補助率：定額、1/2以内）  
子実用とうもろこしや未利用資源等の国産濃厚飼料の生産技術実証・普及を行う際に必要な検討会の開催や専門家による現地指導、必要な資材費等を支援します。
- ③ **生産性の高い持続可能な飼料産地形成促進**（補助率：定額）  
生産性の高い持続可能な飼料産地を形成するため、都道府県を範囲とする飼料生産・利用の連携体制の構築・強化に向けて、必要な検討会の開催等の取組を支援します



### 3 強い農業づくり総合支援交付金（補助率：1/2以内）【再掲】

TMRセンターや国産飼料の保管・調製施設の整備等を支援します。

## お問い合わせ先

- ・最寄りの地方農政局等畜産担当課
- ・農林水産省担当課：畜産局飼料課（TEL：03-6744-7192）（2～3の事業）

## 27 地域共同で農地、水路、農道等の地域資源の保全管理等に 取り組みたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

農業の多面的機能の維持・発揮や地域全体で担い手を支えることを目的として、農用地、水路、農道等（地域資源）を適切に保全管理するために農業者等が地域共同で行う活動を支援します。

（2015年度から法律に基づく安定的な制度として実施しています。）

【事業名：多面的機能支払交付金】

### 対象となる方

- ① 農地維持支払：農業者のみ、または農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織
- ② 資源向上支払：農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

### 支援内容

#### ① 農地維持支払交付金

多面的機能の維持・発揮に不可欠な地域の共同活動を支援します。

【対象活動】

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の路面維持

〔○ 基本単価例：都府県の水田……3,000円/10a〕

#### ② 資源向上支払交付金

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援します。

【対象活動】

- ・地域資源の質的向上を図る共同活動  
（水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村活動 等）
- ・施設の長寿命化のための活動 等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外来種駆除



コンクリート水路の更新

〔○ 基本単価例(共同活動)：都府県の水田……2,400円/10a 継続地区の単価は左記単価の7.5割を上限  
基本単価例(長寿命化)：都府県の水田……4,400円/10a〕

「活動組織」を設立し、市町村から5年間の事業計画の認定を受け、活動を実施します。

① 活動組織の設立・計画の作成

② 事業計画の認定

③ 活動の実施

お問い合わせ先

- ・最寄りの市町村、都道府県、地方農政局等
- ・農林水産省担当課：農村振興局農地資源課多面的機能支払推進室（TEL:03-6744-2447）

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

中山間地域等において将来に向けた農業生産活動の継続を支援します。

【事業名：中山間地域等直接支払交付金】

## 支援内容

- 農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等で、農地を維持・管理する取決め（協定）を締結し、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等を支援します。
- 面積に応じて一定額を交付する仕組みで、協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い用途に活用できます。

## 【交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)	地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20以上)	21,000	草地	急傾斜 (15度以上)	10,500
	緩傾斜 (1/100以上)	8,000		緩傾斜 (8度以上)	3,000
畑	急傾斜 (15度以上)	11,500		草地比率の高い草地 (寒冷地)	1,500
	緩傾斜 (8度以上)	3,500	採草放牧地	急傾斜 (15度以上)	1,000
				緩傾斜 (8度以上)	300

### ① 農業生産活動等を継続するための活動：基礎単価（交付単価の8割を交付）

- ・ 農業生産活動等  
耕作放棄の防止等の活動及び水路・農道等の管理活動（泥上げ、草刈り等）
- ・ 多面的機能を増進する活動  
例：周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護

### ② 体制整備のための前向きな活動：体制整備単価（①+②の活動により交付単価の10割を交付）

- ・ ネットワーク化活動計画の作成  
複数の集落協定間での活動の連携（ネットワーク化）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画

## 【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）	10a当たり単価
<b>棚田地域振興活動加算</b>	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕	10,000円 （田・畑）
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上） 〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕	14,000円 （田・畑）
<b>超急傾斜農地保全管理加算</b>	6,000円 （田・畑）
超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	
<b>ネットワーク化加算</b> 【上限額：100万円/年】	10,000円(最大※1) （地目にかかわらず）
ネットワーク化や統合等による人材確保や活動の継続に向けた取組を支援	
<b>スマート農業加算</b> 【上限額：200万円/年】	5,000円 （地目にかかわらず）
スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた取組を支援	

【協定間の連携による農作業】  
（ネットワーク化加算の取組イメージ）



【自走式草刈機の導入】  
（スマート農業加算の取組イメージ）



※1 協定面積の規模に応じて段階的に適用単価が変動  
（～5ha部分）10,000円/10a、（5ha～10ha部分）4,000円/10a、（10ha～40ha部分）1,000円/10a  
※2 第5期対策（R2～R6）で実施した集落機能強化加算の経過措置を別途設定

（注）本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

## お問い合わせ先

- ・最寄りの市町村、都道府県、地方農政局等
- ・農林水産省担当課：農村振興局地域振興課中山間地域・日本型直接支払室  
直接支払業務班（TEL 03-3501-8359）

# 28 野生鳥獣による農作物被害の低減やジビエ利用を推進したい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

捕獲や追払いなどの活動や、侵入防止柵、ジビエ処理加工施設の設置など、地域ぐるみで行う鳥獣被害対策を支援します。

【事業名：鳥獣被害防止総合対策交付金】

## 対象となる方

- 実施主体は、市町村、農林漁業団体、狩猟者団体などで構成される地域協議会（ジビエ利用の取組については、市町村、処理加工施設、民間事業者などで構成されるコンソーシアムでも可）であることが必要です。
  - ※ 施設整備については、地域協議会の構成員である市町村や民間団体等も単独で実施主体になれます。
  - ※ 実施隊の体制強化に向けた取組を行う場合、地域協議会の構成員である民間団体等による実施もできます。
  - ※ （3）の事業については、都道府県が事業実施主体となります。
- 事業の実施に当たっては、市町村が鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を作成している必要があります。

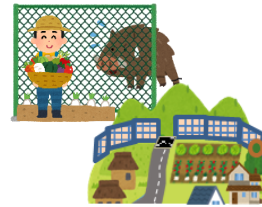
## 支援内容

### （1）鳥獣被害防止総合支援事業（補助率：1/2以内、定額等）

①鳥獣被害防止やジビエ利用拡大のための施設整備を支援します。

- ・侵入防止柵等の被害防止施設（広域柵等への再編整備含む）※
- ・捕獲鳥獣の処理加工施設、焼却施設
- ・捕獲技術高度化施設（射撃場）等

※侵入防止柵の自力施工を行う場合は、資材費相当分の定額補助が可能



侵入防止柵・  
広域柵の再編整備



処理加工施設



捕獲技術高度化施設

②鳥獣被害対策実施隊、民間団体、捕獲サポート隊等による地域ぐるみの被害防止活動を支援します。

- ・体制の整備、有害捕獲、被害防除、生息環境管理、集落点検
- ・サル複合対策、クマ複合対策、鳥類複合対策
- ・広域柵の再編整備計画の策定
- ・GISやICT等新技術を活用した取組 等



有害捕獲



被害防除



生息環境管理

③捕獲現場及びジビエ処理加工施設での人材育成を支援します。

- ・鳥獣被害対策実施隊のOJT研修
- ・新規に猟銃を取得する費用に対する支援
- ・処理加工施設におけるOJT研修



人材育成のための研修



ジビエ利用拡大に向けた取組

④ジビエ利用拡大に向けた取組を支援します。

- ・ジビエプロモーション、ペットフードや皮革等を含む多用途利用

### （2）緊急捕獲活動支援事業（補助率：定額）

- ・捕獲頭数に応じて捕獲活動経費※を支援します。

※獣種や処理方法に応じて設定されている上限単価の範囲内で定額支援



捕獲活動経費

### （3）都道府県活動支援事業及び都道府県広域捕獲活動支援事業（補助率：定額）

- ・都道府県が行う広域捕獲活動※、生息状況調査、人材育成等の取組を支援します。

※上限単価の範囲内で定額支援

### （4）シカ・クマ特別対策等事業（補助率：定額）

- ・被害要因、生息状況等に基づいたシカ、クマの捕獲対策に係る総合的な取組を支援します。



シカ、クマの捕獲強化に向けた取組

## お問い合わせ先

- ・最寄りの市町村、都道府県
- ・農林水産省担当課：農村振興局鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室（TEL 03-3591-4958）

## 29 中山間地の特色を活かした経営を展開したい

認定農業者 | 認定新規 | 個人 | 法人 | サービス事業者 | 集落営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他

中山間地の特色を活かした多様な取組に対し、各種支援事業における優遇措置により、中山間地農業を支援します。

【事業名：中山間地農業ルネッサンス事業】

### 支援内容

中山間地農業ルネッサンス事業の取組に係る国の指針に則して、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画を都道府県が策定し、この計画に基づき支援事業の優遇措置を行います。

### 1. 農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）（交付率：定額、1/2以内）

中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、収益力向上、販売力強化等に関する取組、複数の集落の機能を補完する「農村型地域運営組織（農村RMO）」の形成等を支援します。

### 2. 多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援（優遇措置）

中山間地域等の特色を活かした農業や、観光、福祉、教育等と連携した都市農村交流や農村への移住・定住に向けた取組を推進します。

#### （国の支援事業）

- ◆ 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ >>> 36番 56ページへ
- ◆ 農業農村整備関係事業 >>> 3番 11ページへ
- ◆ 集落営農連携促進等事業 >>> 28番 48ページへ
- ◆ 持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 >>> 52番 79ページへ
- ◆ みどりの食料システム戦略推進総合対策のうちバイオマスの地産地消 >>> 75番 129ページへ
- ◆ 農山漁村振興交付金 >>> 12番 31ページへ
- ◆ 農山漁村振興交付金 >>> 68番 110ページへ

### 3. 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承（優遇措置）

地域の共同活動を支援する多面的機能支払交付金等による取組を推進し、兼業農家も含めた小規模な農業者も地域の重要な一員として支援します。

#### （国の支援事業）

- ◆ 環境保全型農業直接支払交付金 >>> 73番 123ページへ
- ◆ 多面的機能支払交付金 >>> 79番 133ページへ
- ◆ 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業 >>> 80番 135ページへ
- ◆ 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金

### お問い合わせ先

※ 各支援事業において、優遇措置が設けられています。詳しくは、お問い合わせ下さい。

・最寄りの市町村、都道府県

・農林水産省担当課：農村振興局地域振興課中山間地域・日本型直接支払室事業指導班  
(TEL：03-3501-8359)